

塩野義製薬株式会社

証券コード:4507

第160回

定時株主総会 招集ご通知

●日 時

2025年6月18日(水曜日)
午前10時(受付開始/午前9時)

●場 所

ハービスHALL
大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA地下2階

●決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



SHIONOGI



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素よりSHIONOGIへの格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。SHIONOGIは、「常に人々の健康を守るために必要な最もよい“薬(ヘルスケアソリューション)”を提供する」ことを基本方針(SHIONOGI Group Heritage)として掲げ、2030年に成し遂げたいVisionである「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」ための様々な取り組みを進めています。

さらに2030年以降の持続可能な成長を達成するための課題の一つとして、現在の主力製品であるHIVフランチャイズ(抗エイズ薬)の経口剤(飲み薬)の特許切れによる収益低下が2028年頃に予想されていましたが、患者さまからの高いニーズにお応えできる持続型注射剤の発売により、その課題を事実上乗り越えることができる見通しとなりました。それにとともに、今後は「次の成長をどのように実現していくのか」ということが問われます。特に、2025年度はその成長の方向性と実行力をお示しする極めて重要な一年になると捉えています。

近年、先進国における薬価引き下げに関する議論の高まりなど、医薬品産業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、SHIONOGIは、私たちに応援してくださる株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまに対して、「最もよい“薬(ヘルスケアソリューション)”を提供する」ことで、真に社会に貢献をする企業であり続けるべく、様々な取り組みを進めてまいります。その前提として、当期に発生させてしまいました一部製品の不適切な情報提供を真摯に受け止め、役員をはじめ全社で襟を正し、コンプライアンスの徹底に一層取り組んでまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長兼社長 CEO **手代木 功**

決算ハイライト

売上収益および営業利益について過去最高業績を3年連続で更新

◆ 売上収益：4,383億円 (対前年 +0.7%) ◆ 税引前利益：2,008億円 (対前年 +1.2%)

親会社の所有者に帰属する

◆ 営業利益：1,566億円 (対前年 +2.1%) ◆ 当期利益：1,704億円 (対前年 +5.2%)

グループ経営理念

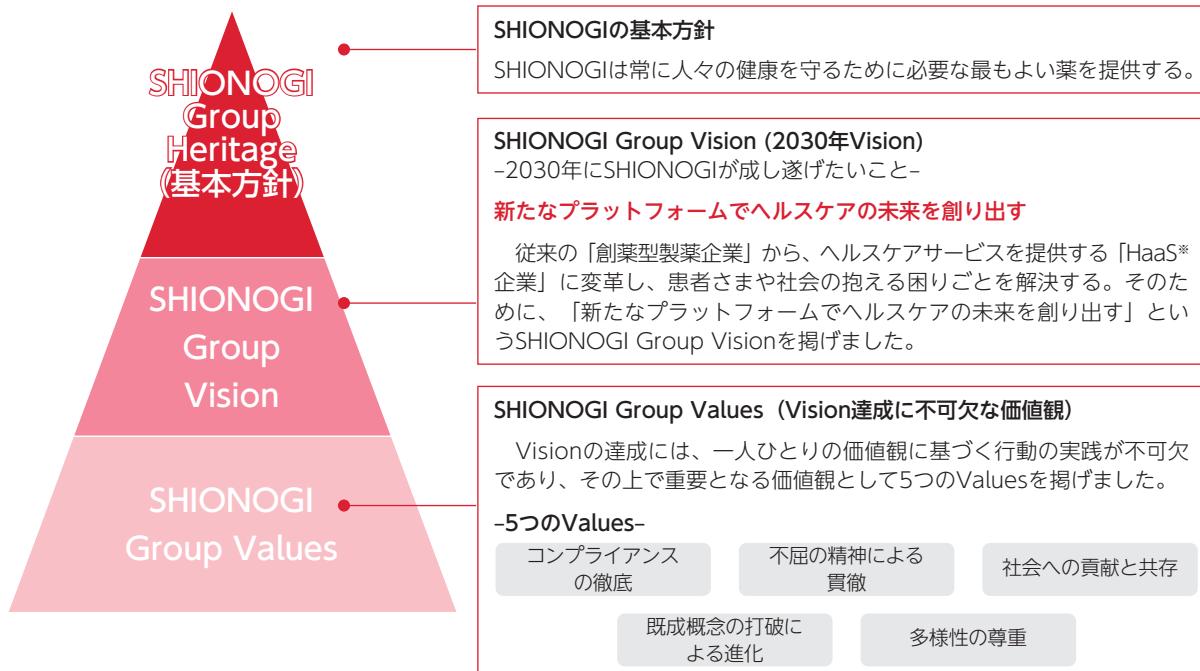
SHIONOGIグループ経営理念はこちらからもご確認ください。

<https://www.shionogi.com/jp/ja/company/business.html>



SHIONOGI Group Heritageの冒頭に記されている「SHIONOGIは常に人々の健康を守るために必要な最もよい“薬（ヘルスケアソリューション）”を提供する。」は、SHIONOGIの存在意義を示す、揺るぎないPurposeです。

高度化・多様化するヘルスケアニーズを的確につかみ、製薬企業の枠を超えた“最もよいヘルスケアソリューション”を提供することで存在意義を示してまいります。



※ Healthcare as a Service：医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供すること

SHIONOGIは、この経営理念（Heritage/Vision/Values）に基づいた活動を通じてSHIONOGIらしさを一層強めながら、すべてのステークホルダーの皆さまとともに今後も成長を続けてまいります。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

SHIONOGIグループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供することで世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践してまいります。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、それらの経営監督および業務執行を監査する監査役会ならびに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

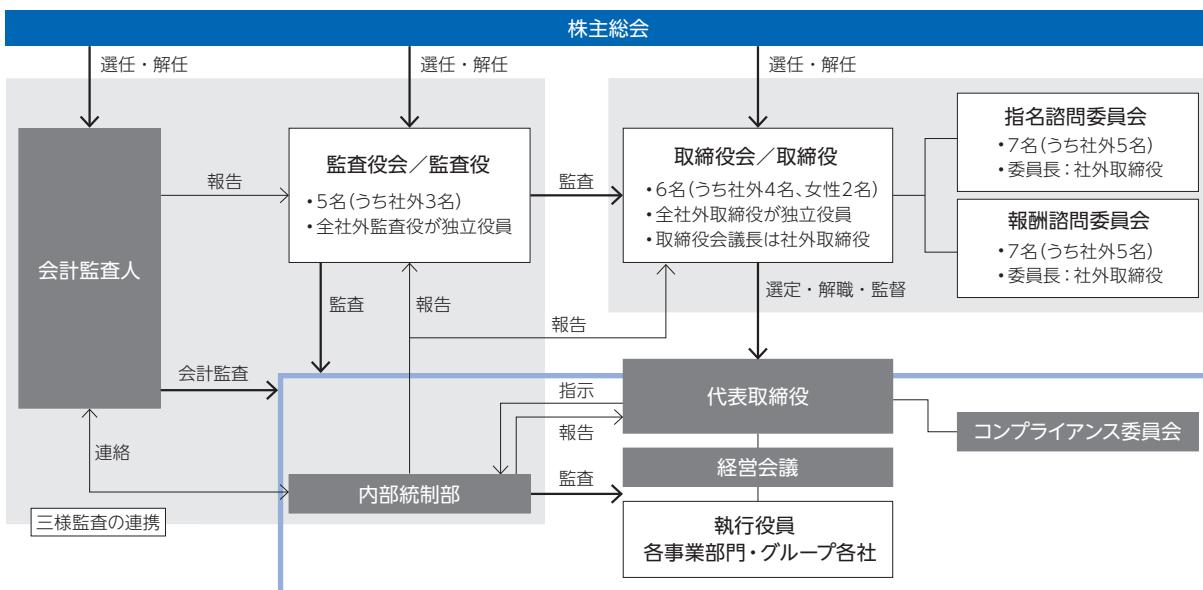
取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対するアカウンタビリティを一層向上させるため、社外取締役4名を含む6名で構成しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、公正な見地から取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性など多角的に検証しております。

監査役会は、一層の透明性と公正性を担保するため、社外監査役3名を含む5名で構成され、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査にあっております。

また、経営の意向を業務執行にスピーディーに反映するため執行役員制度を導入し、環境変化に即応できる機動的な業務執行体制を構築し、業務執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役および業務執行の責任者で構成される経営会議を設置しております。

(2025年3月31日現在)

コーポレート・ガバナンス体制



取締役会全体の実効性の分析・評価

2024年度の取締役会全体の実効性につきまして、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6. 取締役・取締役会（1）体制、（3）役割・責務、（6）運営」を中心に、各取締役・監査役に対してアンケートおよびヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

1. 体制について

専門性や経験を含む様々な要素および多様性の観点から、新たに外国人や女性の取締役候補を選出するなど、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、当社ビジネスの拡大・変化を踏まえ、グローバル化への対応、専門性を含む多様性の観点およびサクセッションの観点から、次期後継者候補の選任、取締役候補の育成・選出のための人材プールの拡充の必要性などが挙げられました。

今後の事業展開の状況、方向性を踏まえながら、引き続き、更なる体制の強化に向けて検討してまいります。

2. 役割・責務について

経営幹部の育成状況に関する報告およびその監督について、社長のパフォーマンスレビューの実施や執行役員の子供セッションシートの作成・活用など、サクセッションに向けて大きく前進したと評価しております。また、継続して社外役員・社長意見交換会での報告、執行役員および理事と社外役員との懇談会を開催することで育成状況のモニタリングも実施いたしました。引き続き、コンプライアンスやリスクマネジメントに係る報告を定期的に行い、取締役会で活発な議論を行いました。さらにサステナビリティや人的資本に関連する事項を複数回提案・報告し、取締役会で審議・決議いたしました。

今後の課題として、機関設計変更を踏まえ、中長期の経営戦略などの議論の充実や権限委譲の方向性、取締役会での決議事項・報告事項の峻別について検討していくことが挙げられました。

引き続き、取締役会の役割・責務の充実に向けて検討してまいります。

3. 運営について

取締役会での審議のさらなる活性化において、引き続き取締役会の議題における事前説明を定例で開催するとともに、取締役会にて決議された事項について適宜報告を行いました。また、取締役会以外のオフサイトの場を活用し、議論の深化、情報共有の充実を図りました。

今後の課題として、機関設計変更を踏まえた監査等委員以外の取締役に対する情報提供機会の検討が挙げられました。また、さらなる議論の充実に向けて、取締役会での説明方法の検討やより早期の資料提供、取締役会以外の機会の活用などについて意見が出されました。

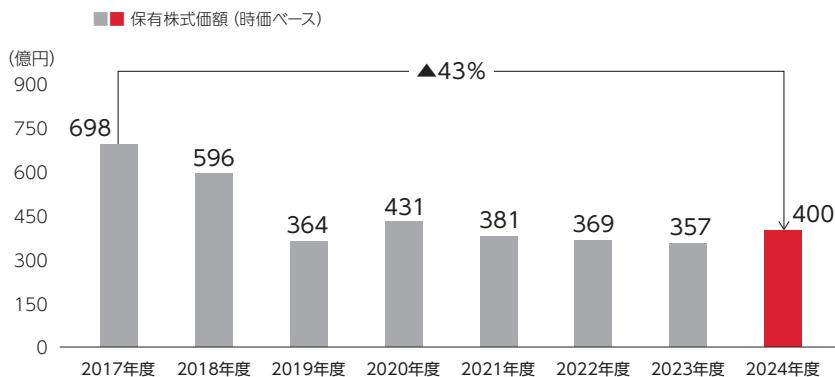
引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

政策保有株式

政策保有株式については、資本コストとの関係性を鑑みて、SHIONOGIグループの企業価値を高め、事業の持続的な成長に資すると判断される場合のみ、当該企業の株式を保有し、それ以外の場合には、株価や市場動向等を考慮して順次売却を進めております。

2017年度末以降、政策保有株式を削減し保有株式価額は43%減少しました。また、毎年取締役会にて個別の政策保有株式について、保有を継続するビジネス上の合理性があるかどうかの検証を行っております。

政策保有株式の推移（上場株式、時価ベース）



株 主 各 位

証券コード 4507
2025年5月27日
(電子提供措置の開始日2025年5月20日)
大阪市中央区道修町3丁目1番8号
塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功

第160回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第160回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors/shareholder-information/general-meeting-of-shareholders.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コード（4507）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは同封の「議決権行使書」により議決権を行使できますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご確認のうえ、「議決権行使方法についてのご案内」に従い、2025年6月17日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう株主総会ライブ配信を実施いたします。ライブ配信をご利用される場合は、ライブ配信のウェブサイトにて議決権を行使することはできませんので、予めインターネットまたは書面により議決権を行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月18日(水曜日)午前10時 (受付開始/午前9時)
2. 場 所 大阪市北区梅田2丁目5番25号 ハービスOSAKA地下2階 ハービスHALL
3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第160期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第160期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 株主さまへご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

【事業報告】 1. SHIONOGIグループの現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果、(5) 財務戦略と株主還元方針、(6) 2024年度の株主還元、(7) 対処すべき課題、(8) 財産および損益の状況の推移、(9) 企業集団の主要な事業セグメント、(10) 企業集団の主要な事業所、(11) 企業集団の従業員の状況、(12) 主要な借入先の状況、2. 会社の株式に関する事項、3. 会社の新株予約権に関する事項、4. 会社役員に関する事項 (3) 社外役員に関する事項、5. 会計監査人の状況、6. 会社の体制および方針、7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

【連結計算書類】 連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表

【計算書類】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

【監査報告書】 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書

従いまして、監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、株主さまへご送付している書面のほか、各ウェブサイトに掲載されている上記各事項となります。

議決権行使方法についてのご案内

下記3つの方法がございます。

インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（次頁）にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年
6月17日(火曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙を郵送



同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年
6月17日(火曜日)
午後5時到着分まで

株主総会へ会場出席



同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年
6月18日(水曜日)
午前10時

スマートフォンからの議決権行使の方法は、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱いについて

- 書面（議決権行使書）とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」にてログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

ライブ配信のご視聴および事前質問に関する留意点

- 事前のご質問は本総会の会議の目的事項等に関してお一人2問までお受けします。株主の皆さまのご関心の高い事項を本総会で取り上げさせていただきます。個別のご回答は行いませんので予めご了承ください。
- やむを得ない事情によりライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ご視聴は**株主さまご本人**のみに限らせていただきます。
- ライブ配信の**撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開は固くお断りさせていただきます。**
- インターネットの通信環境等により、映像、音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ご視聴の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（接続料、通信料等）は株主さまのご負担となります。

株主番号 (ID) および郵便番号 (パスワード) が
ご不明な場合は、右記の株主名簿管理人へ
お問い合わせください。

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話番号：0120-782-041 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く)

総会ライブ配信の視聴方法について
ご不明な場合は、右記へお問い合わせください。

株式会社ブイキューブ
電話番号：03-6833-6262
(受付時間 6月18日 (水) 株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、これを安定的に向上させることを目指しております。

成長過程に応じた安定的な配当金額の向上により株主の皆さまへの利益還元を図るため、業績に対する配分の方針としてDOE（親会社所有者帰属持分配当率）を指標とし、4.0%以上を目標として掲げております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 33円 総額 28,369,684,794円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月19日

なお、当期における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり61円となり、前期に比べ8円の増配となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会における代表取締役に対する監督機能をさらに強化し、その上で、取締役会で執行に任せるべき議案と取締役会が議論すべき議案を判断・峻別し、各ステークホルダーとのバランスを重視した中長期的な全社戦略の議論への注力と、意思決定の迅速化のための権限委譲を可能にする体制を整えます。また、監査等委員会は、その権限を背景に内部監査部門を活用し、執行側の意思決定プロセス全般に対する監視・監督機能を一層強化します。加えて、スキル等の多様性を確保しながら、グローバル化やビジネスモデルの変革を視野に、社外取締役を過半数とする取締役会を維持しつつ、当社ビジネスの知見・経験を持つ業務執行取締役を追加選任することも容易な体制とします。
- (2) これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更ならびに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、必要な文言の加除、修正および条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条<条文省略>	第1章 総則 第1条～第3条<現行どおり>
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第5条<条文省略>	第5条<現行どおり>
第2章 株式 第6条～第8条<条文省略>	第2章 株式 第6条～第8条<現行どおり>
第9条 (株主名簿管理人) <条文省略> 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	第9条 (株主名簿管理人) <現行どおり> 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

現行定款	変更案
<p>第10条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条<条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条<現行どおり></p>
<p>第13条（株主総会の招集権者および議長） <条文省略> 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第13条（株主総会の招集権者および議長） <現行どおり> 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第14条～第16条<条文省略></p>	<p>第14条～第16条<現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数） 当会社の取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。</p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（取締役の員数） 当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、<u>8名以内</u>とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p>
<p>第18条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p>	<p>第18条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p>
<p>第19条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長、その他の役付取締役若干名を定めることができる。</p>	<p>第19条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>選定する。 2 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長、その他の役付取締役若干名を定めることができる。</p>
<p>第20条（取締役の業務執行） <条文省略> 2 取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が代行する。</p>	<p>第20条（取締役の業務執行） <現行どおり> 2 取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）が、<u>取締役会の決議の執行および会社の業務の統轄</u>を代行する。</p>

現行定款	変更案
<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設></p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第21条（取締役の任期） 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として、または増員により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第22条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第22条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</p>
<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>第24条<条文省略></p>	<p>第24条<現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>第25条（業務執行の決定の取締役への委任） 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条～第26条<条文省略></p>	<p>第26条～第27条<現行どおり></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第27条（監査役の数） 当会社の監査役は、3名以上7名以内とする。</p>	<p>第5章 監査等委員会 <削除></p>

現行定款	変更案
<p>第28条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p>第29条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>第30条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p><削除></p>
<p>第31条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第28条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>第32条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p><削除></p>
<p>第33条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第29条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 計算 第34条<条文省略></p>	<p>第6章 計算 第30条<現行どおり></p>
<p>第35条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第31条 (剰余金の配当) 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第36条<条文省略></p>	<p>第32条<現行どおり></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりに可決され効力を生じますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位 および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席状況
1	て しろ ぎ いさお 手代木 功 65歳 再任	代表取締役会長兼社長 CEO	23年	13/13回 (100%)
2	あん どう けい いち 安藤 圭一 73歳 再任	取締役	9年	13/13回 (100%)
3	お ざき ひろし 尾崎 裕 75歳 再任	取締役	6年	13/13回 (100%)
4	ふじ わら たか おき 藤原 崇起 73歳 再任	取締役	2年 (監査役5年)	13/13回 (100%)
5	John Keller ジョン ケラー 60歳 新任	上席執行役員 R&D管掌	—	—
6	ひろ せ きょう こ 廣瀬 恭子 66歳 新任	—	—	—

新任 …新任取締役候補者 再任 …再任取締役候補者 社外取締役 …社外取締役候補者 独立役員 …東京証券取引所届出独立役員

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。
また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

候補者番号

1 てしろぎ いさお
手代木 功
(1959年12月12日生)

再任



取締役在任年数：23年（本総会終結時）

所有する当社株式の数：280,950株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 当社入社
1999年 1月 当社秘書室長 兼 経営企画部長
2002年 6月 当社取締役
2002年10月 当社取締役 兼 経営企画部長
2004年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2006年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2007年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員
2008年 4月 当社代表取締役社長
2021年 6月 株式会社三井住友銀行社外取締役（現）
2022年 3月 AGC株式会社社外取締役（現）
2022年 7月 当社代表取締役会長兼社長 CEO（現）
2024年 6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役（現）
2025年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（予定）

■重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行社外取締役
AGC株式会社社外取締役
株式会社日本取引所グループ社外取締役
株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（予定）

取締役候補者とした理由

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第3次中期経営計画におけるグローバル研究開発、海外事業展開の積極的な推進により中長期的な収益基盤を確保するとともに、2014年度に策定した「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」の定量目標を達成し、2016年10月にUpdateした同定量目標も前倒しで達成しております。2020年には、2030年に成し遂げたいビジョン「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」を掲げた中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」をスタートさせました。その取り組みにより2030年Vision実現に向けた道筋がより明確となったことから、2023年6月に「STS2030 Revision」として再策定し、さらなる成長を目指してグローバル化やビジネスモデルも含めた変革を強力に推進しております。このことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 あん どう けい いち
安藤 圭一
(1951年11月5日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：9年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2003年 4月 同行執行役員
2006年 4月 同行常務執行役員
2009年 4月 同行取締役 兼 専務執行役員
2010年 4月 同行代表取締役 兼 副頭取執行役員
2012年 4月 新関西国際空港株式会社代表取締役社長
2012年 7月 同社代表取締役社長 兼 CEO
2016年 6月 当社社外取締役（現）
2016年 6月 銀泉株式会社代表取締役社長
2017年 6月 株式会社椿本チエイン社外取締役（現）
2019年 6月 株式会社ダイヘン社外取締役（現）

■重要な兼職の状況

株式会社椿本チエイン社外取締役
株式会社ダイヘン社外取締役

社外取締役候補者とした理由

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。当社の取締役会におきまして、議長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源の有効活用にも配慮し、予算立案・管理や投資を含めた資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの質問や意見を出され、的確に助言いただいております。このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・安藤圭一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、安藤圭一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

3 お ざき ひろし
尾崎 裕
(1950年3月11日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：6年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1972年 5月 大阪瓦斯株式会社入社
2000年 6月 同社理事 原料部長
2002年 6月 同社取締役 東京駐在 兼 社団法人日本ガス協会出向
2005年 6月 同社常務取締役 兼 ガス製造・発電事業部長
2007年 6月 同社常務取締役 兼 エネルギー事業部長
2008年 4月 同社代表取締役社長
2008年 6月 大阪ガスケミカル株式会社取締役
2009年 6月 大阪瓦斯株式会社代表取締役社長 兼 社長執行役員
2009年 6月 株式会社オーグス総研取締役
2011年 6月 朝日放送株式会社（現 朝日放送グループホールディングス株式会社）社外取締役
2015年 4月 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長
2019年 6月 当社社外取締役（現）
2021年 1月 大阪瓦斯株式会社取締役相談役
2021年 6月 同社相談役（現）
2021年 6月 株式会社ロイヤルホテル社外取締役（現）
2024年 6月 広島ガス株式会社社外取締役（現）

■重要な兼職の状況

株式会社ロイヤルホテル社外取締役
広島ガス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を有するとともに、大阪商工会議所の前会頭として、就任時に策定された中期計画に基づき大阪・関西の成長力強化を推進され、また、ライフサイエンス産業の振興にも注力されました。当社の取締役会におきまして、新規事業投資や事業提携も含めたビジネス展開、ITも含めたリスクマネジメントに関する的確な質問や助言を多くいただいております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・尾崎裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、尾崎裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

4

ふじ わら たか おき
藤原 崇起
(1952年2月23日生)

再任

社外取締役

独立役員

社外取締役在任年数：2年(本総会最終時)

社外監査役在任年数：5年

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回/13回(100%)



■略歴、当社における地位、担当

1975年 4月 阪神電気鉄道株式会社入社
2005年 6月 同社取締役
2007年 6月 同社常務取締役
2011年 4月 同社代表取締役社長
2011年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役
2015年 4月 株式会社阪神ホテルシステムズ代表取締役会長
2017年 4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長
2017年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役
2017年 6月 山陽電気鉄道株式会社社外取締役
2017年12月 株式会社阪神ホテルシステムズ取締役
2018年 6月 当社社外監査役
2023年 4月 阪神電気鉄道株式会社相談役(現)
2023年 6月 当社社外取締役(現)

社外取締役候補者とした理由

藤原崇起氏は、関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を有し、当社の取締役会におきまして、主に人材マネジメントやリスクマネジメント、コンプライアンスに関する的確に助言いただいております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただき、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・藤原崇起氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、藤原崇起氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

5 John Keller
ジョン ケラー
(1964年12月14日生)

新任

所有する当社株式の数： 9,000株



■略歴、当社における地位、担当

2010年 7月 Shionogi Inc. (SI) 入社
Executive Vice President, Corporate Development and Strategy
2011年 4月 SI President and Chief Executive Officer (CEO)
2013年 4月 当社執行役員 兼 SI President and CEO
2017年 4月 当社上席執行役員 兼 SI President and CEO
2018年 4月 当社上席執行役員 兼 海外事業本部長
2021年 7月 当社上席執行役員 兼 経営戦略本部長
2022年 7月 当社上席執行役員 兼 R&D管掌 (現)

取締役候補者とした理由

ジョン ケラー氏は、当社の米国子会社Shionogi Inc.の社長兼CEO、当社の海外事業本部長、経営戦略本部長を歴任し、2022年7月からR&D管掌として研究開発全般を統括し、2023年6月に再策定した中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030) Revision」の達成に向けて、多くのパイプラインの開発および新たな開発候補品の創製を推進するとともに、世界中の研究機関や企業とのパートナーリングやライセンス活動、M&Aを行ってきました。このことから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

ひろ せ きょう こ
6 廣瀬 恭子
(1959年3月27日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数：

0株



■略歴、当社における地位、担当

1982年 3月 株式会社広瀬製作所入社
1983年 3月 株式会社広瀬製作所取締役
2001年12月 株式会社広瀬製作所代表取締役社長（現）
2020年11月 大阪商工会議所副会頭（現）
2022年 5月 株式会社近鉄百貨店社外取締役（現）
2024年 6月 株式会社奥村組社外取締役（監査等委員）（現）

■重要な兼職の状況

株式会社広瀬製作所代表取締役社長
株式会社近鉄百貨店社外取締役
株式会社奥村組社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

廣瀬恭子氏は、工業用ミシンの主要部品をグローバルに製造・販売する企業の経営者としての豊富な実務経験を有するとともに、大阪商工会議所の副会頭を務め、女性活躍やダイバーシティも含めた経済人としての幅広い識見を有しております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・廣瀬恭子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、本議案が承認可決され、廣瀬恭子氏が社外取締役に選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、安藤圭一氏、尾崎裕氏および藤原崇起氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。3氏の選任が可決された場合、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第26条（第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更後のもの）の規定に基づき、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、廣瀬恭子氏の選任が可決された場合も、当社は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され効力を生じますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、会社法第344条の2第1項の趣旨に鑑み、同項に定める監査等委員会の同意に代えて監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位 および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席状況
1	岸田	哲行 64歳	新任	常勤監査役	— (監査役1年) 11/11回 (100%)
2	花崎	浩二 63歳	新任	上席執行役員	—
3	奥原	圭一 57歳	新任	監査役	— (監査役5年) 13/13回 (100%)
4	高槻	史 49歳	新任	取締役	5年 13/13回 (100%)
5	後藤	順子 66歳	新任	監査役	— (監査役2年) 13/13回 (100%)

新任 …新任取締役候補者 社外取締役 …社外取締役候補者 独立役員 …東京証券取引所届出独立役員

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。
また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

候補者番号

1 きし だ のり ゆき
岸田 哲行
(1960年8月3日生)

新任



監査役在任年数： 1 年 (本総会終結時)

所有する当社株式の数： 22,317 株

取締役会出席状況： 11 回 / 11 回 (100%)

監査役会出席状況： 9 回 / 9 回 (100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1984年 4月 当社入社
2004年10月 当社広報室長
2009年 4月 当社広報室長 兼 秘書室長
2011年 4月 当社人事部長
2017年 4月 当社執行役員 兼 人事総務部長
2020年 4月 当社上席執行役員 兼 経営支援本部長
2021年 7月 当社上席執行役員 兼 経営支援本部長 兼 法務部長
2022年 7月 当社上席執行役員 兼 コーポレート管掌
2024年 6月 当社常勤監査役 (現)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

岸田哲行氏は、広報室長、人事部長、経営支援本部長など管理部門の組織長を歴任し、経営管理やコーポレート・ガバナンスに精通するとともに、コーポレート管掌として中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」における経営基盤戦略に基づく社内変革の施策を推進してきた実績から、経営戦略も含めた経営管理全般において豊富な経験と幅広い識見を有しております。このことから、監査等委員である取締役の職務遂行に適した人格・識見を有していると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 はな さき こう じ
花崎 浩二
(1961年12月9日生)

新任



所有する当社株式の数：39,978株

■略歴、当社における地位、担当

1986年 4月 当社入社
2009年 4月 当社創薬研究所長
2010年 4月 当社執行役員 兼 医薬研究本部長
2015年 4月 当社執行役員 兼 経理財務部長
2017年 4月 当社上席執行役員 兼 経理財務部長
2018年 4月 当社上席執行役員 兼 経営戦略本部長
2021年 7月 当社上席執行役員 兼 海外事業本部長
2022年 7月 当社上席執行役員 兼 サプライ管掌
2025年 4月 当社上席執行役員 (現)

■監査等委員である取締役候補者とした理由

花崎浩二氏は、医薬研究本部長、経営戦略本部長、海外事業本部長を歴任し、研究開発や経営管理、海外ビジネスに精通するとともに、サプライ管掌として医薬品の製造や安定供給も含めたサプライチェーンマネジメントを統括してきた実績から、経営全般に亘り豊富な経験と幅広い識見を有しております。このことから、監査等委員である取締役の職務遂行に適した人格・識見を有していると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 おく はら しゅ いち
奥原 主一
(1968年4月23日生)

新任

社外取締役

独立役員



社外監査役在任年数：5年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

監査役会出席状況：11回／11回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1994年 4月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社

1998年 1月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社

2008年 6月 同社取締役投資部長

2009年 4月 同社代表取締役社長

2019年 6月 同社代表取締役会長（現）

2020年 6月 当社社外監査役（現）

■重要な兼職の状況

日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

奥原主一氏は、製薬企業のみならず異業種との提携によるイノベーションが重要視される社会環境において、ベンチャーキャピタル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有するとともに、公認会計士としての財務・会計の高度な専門性を有しており、変化の激しいビジネス環境に応じた監査を行っていただいております。取締役会、監査役会におきまして、主にヘルスケア産業全般における投資やM&A、資本コストなどについての的確に助言いただいております。このことから、社外取締役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

■注

- ・奥原主一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、奥原主一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

4

たか つき

高槻 史

ふみ

(1975年6月24日生)

新任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：5年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■ 略歴、当社における地位、担当

2000年10月 弁護士登録
2000年10月 御池総合法律事務所入所
2003年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所
2004年 2月 同事務所 北京代表処
2006年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所
2009年 1月 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー（現）
2020年 6月 当社社外取締役（現）
2023年 6月 三共生興株式会社社外監査役（現）
2024年 6月 ダイキン工業株式会社社外監査役（現）

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所パートナー
三共生興株式会社社外監査役
ダイキン工業株式会社社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

高槻史氏は、国際企業法務に携われてきた弁護士の立場および中国のライフサイエンス・ヘルスケア産業に係る法務対応の豊富な経験と専門的な識見を有し、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、当社の取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国を含むアジアでのビジネス展開に関して質問いただくとともに、知的財産やコンプライアンスに関して的確に助言いただいております。このことから、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただいております。社外取締役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 注

- ・高槻史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、高槻史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・高槻史氏がパートナーである弁護士法人大江橋法律事務所に対し、同事務所が専門的な知見を有する国際企業法務等に関わる個別事案の一部に関して、当社は弁護士報酬を支払ったことがありますが、その報酬額は弁護士法人大江橋法律事務所の受取報酬の2%未満であり、同氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約等の経常的な契約関係はありません。

候補者番号

5 ごとう 後藤 よりこ 順子
(1958年11月11日生)

新任

社外取締役

独立役員



社外監査役在任年数： 2 年 (本総会最終時)

所有する当社株式の数： 0株

取締役会出席状況： 13回／13回 (100%)

監査役会出席状況： 11回／11回 (100%)

■略歴、当社における地位、担当

- 1983年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 1996年 6月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー
- 2007年 6月 同法人金融インダストリーグループ監査部門長
- 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ金融本部長
- 2013年10月 同法人執行役兼 Deloitte Touche Tohmatsu Limitedボードメンバー
- 2018年 6月 同法人およびデロイトトーマツグループボード議長 兼 Deloitte Touche Tohmatsu Limitedボードメンバー
- 2018年11月 Deloitte Asia Pacific Limitedボードメンバー
- 2022年10月 後藤順子公認会計士事務所代表 (現)
- 2022年10月 株式会社三井住友銀行社外取締役 (監査等委員) (現)
- 2023年 6月 当社社外監査役 (現)
- 2025年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 (予定)
- 2025年 6月 ソニーグループ株式会社社外取締役 (予定)

■重要な兼職の状況

- 株式会社三井住友銀行社外取締役 (監査等委員)
- 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 (予定)
- ソニーグループ株式会社社外取締役 (予定)

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

後藤順子氏は、公認会計士として財務・会計の高度な専門性ととも、デロイトトーマツグループおよび有限責任監査法人トーマツのボード議長を務めるなど豊富な経営経験や幅広い識見を有しております。また、財務・会計および経営の視点で当社の監査を行っていただいております。このことから、社外取締役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

■注

- 後藤順子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、後藤順子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、岸田哲行氏、奥原主一氏および後藤順子氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第32条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。3氏の選任が可決された場合、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第26条（第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更後のもの）の規定に基づき、上記と同内容の責任限定契約を改めて締結する予定であります。また、花崎浩二氏の選任が可決された場合も、当社は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、現在、高槻史氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の選任が可決された場合、当社は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され効力を生じますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

本議案による選任の効力は、本決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであります。

なお、本議案につきましては、会社法第344条の2第1項の趣旨に鑑み、同項に定める監査等委員会の同意に代えて監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	当社における地位 および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席状況
ひろ せ 廣瀬 きょう こ 恭子 66歳	社外取締役 独立役員	—	—

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

廣瀬恭子氏は、工業用ミシンの主要部品をグローバルに製造・販売する企業の経営者としての豊富な実務経験を有するとともに、大阪商工会議所の副会頭を務め、女性活躍やダイバーシティも含めた経済人としての幅広い識見を有しております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- 廣瀬恭子氏は社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者です。なお、廣瀬恭子氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
- 廣瀬恭子氏の補欠の監査等委員である取締役選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとしたします。
- 廣瀬恭子氏の略歴等につきましては、第3号議案の記載も併せてご参照ください。また、独立役員としての届出、責任限定契約、役員等賠償責任保険契約につきましては、監査等委員である取締役に就任後も同様とする予定です。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりに可決され効力を生じますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年6月20日開催の第153回定時株主総会において年額750百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額2,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とさせていただきたいと存じます。

当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は、本招集ご通知の事業報告の「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、当社は、取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」につきまして、実質的には同様の内容としつつ、監査等委員会設置会社への移行および本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しております。

本議案の内容は、取締役（社外取締役を含む）それぞれにつき、定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く）の人数枠、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職責の拡大および一般的な取締役報酬水準の上昇も含めた昨今の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、取締役会において決定したものであり、また、上記の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」にも沿うものであることから、相当であると考えております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役は4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりに可決され効力を生じますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額750百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責および昨今の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、取締役会において決定したものであることから、相当であると考えております。

監査等委員である取締役は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり可決された場合、5名（うち社外取締役は3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2018年6月20日開催の第153回定時株主総会において、社外取締役を除く当社の取締役（以下、「対象取締役」という）に対し、当社の中長期的な業績との連動性を一層高め、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること（以下、「本制度」という）をご承認いただき現在に至っております。

本制度におきまして、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、長期株式報酬と中期業績連動株式報酬を合わせて年75,000株以内としております。なお、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は、取締役における他の報酬と合わせて年額750百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）としております。

2024年9月30日を基準日として当社普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割しましたこと、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりに可決され効力を生じますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたしますことから、「対象取締役」を監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役とするとともに、株式分割および今後の企業価値の持続的な向上における取締役の職責の拡大を考慮し、発行または処分される当社の普通株式の総数を年250,000株以内とさせていただきますと存じます。

但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。また、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」が原案どおり可決されることを条件に、取締役における他の報酬と合わせて年額2,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）となります。

これらに関する改定のほかは、2018年6月20日開催の第153回定時株主総会において決議された本制度と同様の制度といたします。本制度における譲渡制限期間、退任時の取扱い、譲渡制限の解除および組織再編等における取扱いに係る事項は、後記のとおりです。

本議案の内容は、今後の企業価値の持続的な向上における取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の職責の拡大を考慮し、取締役会において決定したものであり、また、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」にも沿うものであることから、相当であると考えております。

現在の取締役（社外取締役を除く）は2名であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり可決された場合、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）は2名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年から30年までの間（以下、「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

長期株式報酬については、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

中期業績連動株式報酬については、上記の条件に加え、自己資本利益率（ROE）等、当社の中期経営計画で掲げた定量目標、その他当社の取締役会であらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

但し、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び当該時点における業績目標の達成見込み等を踏まえて合理的に調整した数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】 【スキル・マトリックス 本定時株主総会終結後の予定】

氏名	当社における地位	在任年数	取締役会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会	監査等委員会
 手代木 功 65歳	代表取締役会長兼 社長 CEO	23年	●	●	●	
 ジョン ケラー 60歳	取締役 上席執行役員 R&D管掌	—	●			
 安藤 圭一 73歳	社外取締役	9年	◎	●	●	
 尾崎 裕 75歳	社外取締役	6年	●	●	◎	
 藤原 崇起 73歳	社外取締役	2年 (監査役5年)	●	◎	●	
 廣瀬 恭子 66歳	社外取締役	—	●	●	●	
 岸田 哲行 64歳	取締役 常勤監査等委員	— (監査役1年)	●	●		●
 花崎 浩二 63歳	取締役 常勤監査等委員	—	●		●	●
 奥原 圭一 57歳	社外取締役 監査等委員	— (監査役5年)	●			●
 高槻 史 49歳	社外取締役 監査等委員	5年	●			●
 後藤 順子 66歳	社外取締役 監査等委員	— (監査役2年)	●	●	●	◎

●参加メンバー ◎議長/委員長

企業経営/ 経営戦略	財務/会計/ 税務	人事労務/ 人的資本開発 /D&I	サイエンス/テク ノロジー/イノベ ーション	生産/品質/ サプライ チェーン	販売/ マーケティング	DX推進	法務/リスクマネ ジメント
●			●	●			●
●			●		●		
●	●	●					●
●			●	●		●	
●		●			●		
●		●		●			
		●			●		●
	●		●	●			
●	●		●			●	
		●					●
●	●						●

(注) 本表は各役員の経歴等を踏まえ、当社グループが期待する、より専門的なスキルを有する分野を表示しており、各人が有するすべてのスキルを表すものではありません。また、従来表示しておりましたスキルの一部を統合、改称するとともに、一部の表示を省略しておりますが、いずれのスキル要件も当社経営における重要性に変更はありません。

【ご参考】 【独立社外役員の要件および独立性判断基準】

＜要件＞

- ①経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
- ②社外役員としての役割を認識し、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
- ③当社経営陣のみならず、ステークホルダーの皆さまに真摯に向き合う人格を有する
- ④一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

＜独立性判断基準＞

- ①SHIONOGIグループの主要株主（総議決権の10%以上の株式を保有する株主もしくは上位5位内の株主）、もしくは、当該主要株主が法人・機関等である場合には当該法人・機関等の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ②SHIONOGIグループが主要株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位5位内の会社）である会社の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ③SHIONOGIグループの主要な取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
なお、「SHIONOGIグループの主要な取引先」とは次のいずれかをいう
 - a. SHIONOGIグループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、SHIONOGIグループからの当該取引先への支払額が、SHIONOGIグループの連結売上高の2%以上となる取引先
 - b. SHIONOGIグループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、SHIONOGIグループによる当該取引先からの受取額が、SHIONOGIグループの連結売上高の2%以上となる取引先
- ④SHIONOGIグループを主要な取引先とする取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
なお、「SHIONOGIグループを主要な取引先とする取引先」とは次のいずれかをいう（⑤が適用される場合は除く）
 - a. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先からのSHIONOGIグループへの支払額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
 - b. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先によるSHIONOGIグループからの受取額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
- ⑤本人がコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家である場合、本人もしくは本人の所属する法人・機関等が、SHIONOGIグループから本人の役員報酬以外に以下の報酬を受け取っていないこと
 - a.（個人の場合）年間1,000万円以上の報酬
 - b.（法人・機関等の場合）本人の所属する法人・機関等の直近事業年度を含む直近過去3年の事業年度の平均において、当該法人・機関等の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方の額以上の報酬
- ⑥SHIONOGIグループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
- ⑦SHIONOGIグループの社外役員の在任期間が通算して10年を超えていないこと

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. SHIONOGIグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

1 連結業績の概要

◆事業の状況 (IFRS)

2024年度連結損益の概要

	2023年度	2024年度	前期比 (%)
売上収益 (億円)	4,351	4,383	0.7%増
営業利益 (億円)	1,533	1,566	2.1%増
コア営業利益 ^{*2} (億円)	1,704	1,584	7.1%減
税引前利益 (億円)	1,983	2,008	1.2%増
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,620	1,704	5.2%増
EBITDA ^{*3} (億円)	1,887	1,793	5.0%減

※1 2023年度の売上収益には、ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金が含まれております。

※2 コア営業利益：営業利益から非経常的な項目（減損損失、有形固定資産売却益等）を調整した利益

※3 Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization：コア営業利益に減価償却費を加えた利益

売上収益は4,383億円（前期比0.7%増）となりました。2023年度はADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金250億円が計上されていましたが、海外事業およびロイヤリティ収入の増加を中心に、各事業が伸展した結果、今年度の売上収益は前年度を上回り、3年連続で過去最高を更新することができました。

利益面につきまして、売上収益に占める製品構成の変化に伴う売上原価の増加に加え、主要な開発プロジェクトへの積極投資や為替の影響による研究開発費の増加、さらにはグローバル展開に伴う販売費及び一般管理費の増加などにより、費用は前年度に比べ増加しました。一方で、2023年度は特別早期退職プログラムの実施による一時的な費用が発生したこともあり、費用全体の増加幅は限定的となりました。これらの結果、各事業の伸展により売上収益が増加したことで、営業利益は1,566億円（同2.1%増）となりました。また、税引前利益につきましては2,008億円（同1.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては1,704億円（同5.2%増）、EBITDAにつきましては1,793億円（5.0%減）となりました。

当期は、グローバル展開や中長期の成長に向けた新規事業ならびに成長ドライバーに対する積極投資を行いつつ、売上収益と営業利益について3年連続で過去最高業績を更新することができました。

◆資産等の状況 (IFRS)

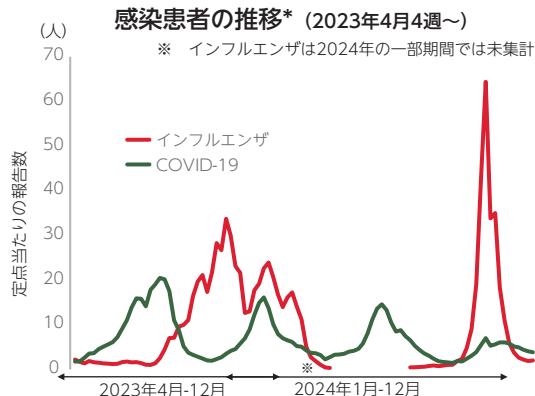
連結財政状態計算書項目

	2023年度末	2024年度末	前期比 (%)
資産合計 (億円)	14,169	15,353	8.4%増
資本合計 (億円)	12,526	13,625	8.8%増
負債合計 (億円)	1,644	1,729	5.2%増

2 国内事業

国内の医療用医薬品の売上収益は988億円（前期比34.6%減）となりました。これは、2023年度に計上されたADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金250億円の影響に加え、感染症薬の売上が減少したことが主な要因です。前年と比較して、COVID-19の流行が極めて低調に推移したことで、ゾコーバの売上は減少しました。一方で、COVID-19治療薬市場におけるゾコーバのシェアは、前年と比較して大きく拡大しました。また、インフルエンザ治療薬のゾフルーザについても高い市場シェアを獲得し、今冬のインフルエンザの流行拡大時には着実に売上を計上しました。

各製品はそれぞれの治療薬市場において、計画通りのシェアを獲得しており、今後も流行が拡大した際には安定して業績に貢献することが期待されます。今年度のCOVID-19関連製品およびインフルエンザ関連製品（ゾフルーザ、ラピアクタ）の売上収益の合計は518億円となりました。また、当期においては2024年12月より不眠症治療薬クービビックの販売を新たに開始しました。



*出典：新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料 | 厚生労働省

トピックス クービビックの販売開始 -不眠症治療のアンメットニーズを満たす治療薬-

クービビックは、デュアルオレキシン受容体拮抗薬として、覚醒を促す神経ペプチド「オレキシン」の結合および活性を阻害することで、効果を発揮します。不眠症は、多くの患者さまが抱える深刻な悩みであり、既存の治療では十分に対応できないアンメットニーズが存在します。こうした背景のもと、クービビックは新たな治療選択肢として、多くの患者さまの不眠症の改善に貢献することが期待されます。

SHIONOGIは、2024年10月1日に発表したネクセラファーマジャパン株式会社との販売提携契約に基づき、日本国内における流通および販売活動を単独で担っております。今後も、不眠症に悩まれる患者さまのQOL向上への貢献を目指し、取り組みを進めてまいります。

明日のために・眠りから

不眠症治療薬 / オレキシン受容体拮抗薬

クービビック®錠 25mg 50mg

新発売

QUVIVIQ® Tablets

一服で、ダリドレキソラ®塩酸塩

3 海外事業

海外事業における売上収益は591億円（前期比18.4%増）となりました。

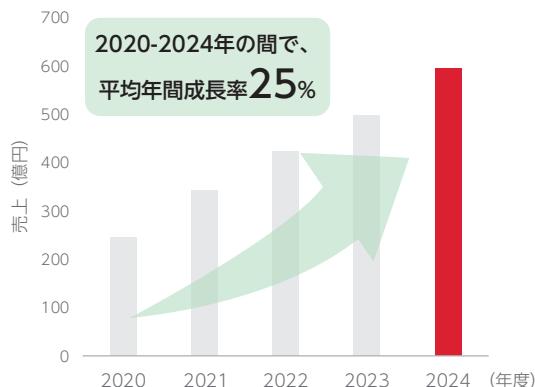
欧米市場ではセフィデロコル*1の売上が好調に推移し、米国事業は234億円（同30.6%増）、欧州事業は168億円（同24.0%増）の売上収益となりました。セフィデロコルの成長の要因としては、既上市国における臨床エビデンスの蓄積による市場浸透が挙げられます。引き続き、セフィデロコルの販売国の拡大や既上市国でのさらなる浸透、サブスクリプション型償還モデル*2の採用国の拡大を通じ、欧米事業の成長を促進してまいります。

中国における売上収益は87億円（同18.3%減）と対前年で減収となりましたが、一方でセフィデロコルの承認申請の実施や、ナルデメジンのPhase 3試験での主要評価項目の達成など、新薬ビジネスへの転換に向けて着実に事業を進展させることができました。

※1 日本の製品名：フェトロージャ、米国の製品名：Fetroja、欧州の製品名：Fetcroja

※2 抗菌薬の処方量と切り離し、国が開発企業に対して固定報酬を支払う代わりに、必要ときに抗菌薬を受け取ることができるモデル。

海外子会社/輸出の売上収益



トピックス 塩野義有限公司として事業を開始 – 新たな体制で中国事業を展開 –

中国平安グループとの提携は、同社の先進AI・デジタル技術と当社グループの創薬ノウハウを融合する目的で、2020年11月に中国でジョイントベンチャー（JV）を設立することで開始しました。

その後、近年の様々な環境変化に対応するための戦略見直しの結果、2024年12月にJVを解消してSHIONOGIがその全株式を取得し、100%子会社化することに決定いたしました。移行手続きは2025年3月31日をもって完了し、4月1日より「塩野義有限公司」として、新たな体制での事業を開始しております。今後は新体制のもと、中国市場でのビジネスを単独で推進するとともに、新薬のセフィデロコルやナルデメジンの上市、さらにAI技術を活用した中国における創薬活動を展開することで、新薬ビジネスへの転換を加速させてまいります。

SHIONOGI製品（新薬）の上市

セフィデロコル (AMR:グラム陰性菌感染症) 申請済み 2025年度に承認取得予定	ナルデメジン (オピオイド誘発性便秘症) Phase 3にて主要評価項目を達成 2025年中に申請予定
エンシトレルビル (COVID-19) 申請準備中	オロロフィム (慢性的アスペルギルス症) グローバルPhase 3実施中



中国での新薬の創薬

- AI・RWD*1研究による創薬の継続
- 独自に創出した新薬候補について臨床試験を開始予定

候補化合物
(特発性肺線維症)

医師主導治験を準備中

*1 RWD:リアルワールドデータ

4 連結業績 –ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入–

◆堅調なロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入

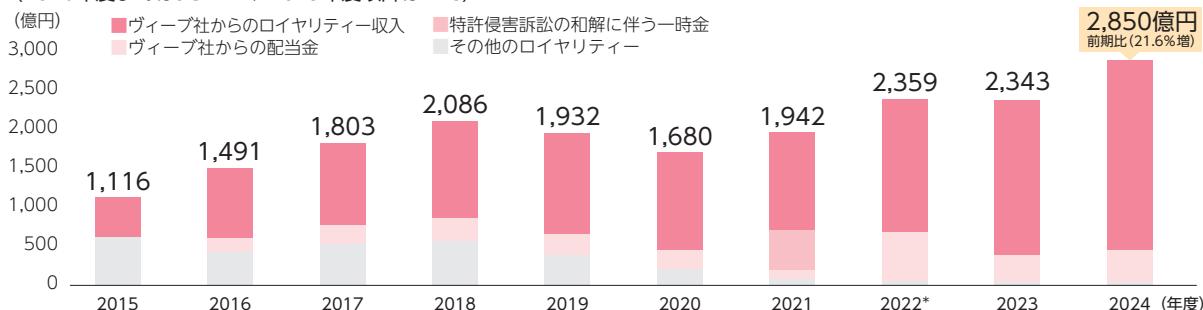
英国ヴィーブヘルスケア社（以下、ヴィーブ社）からのロイヤリティー収入は、経口2剤合剤や長時間作用型製剤（Long Acting製剤：LA製剤）の力強い成長に加え、為替の影響もあり、2,404億円（前期比22.8%増）となりました。また、その他のロイヤリティー収入は、43億円（同6.8%減）となりました。

ヴィーブ社からの配当金は、ヴィーブ社のビジネスが順調に進捗したことで、403億円（同18.8%増）となりました。

以上の結果から、当期のロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入の合計は、2,850億円（同21.6%増）となり、過去最高の金額を更新しました。

ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入

（2018年度まではJGAAP^{*}、2019年度以降はIFRS）



* 2つの一過性の要因による配当金の増加 ①ヴィーブ社によるギリアド社への特許侵害訴訟の和解 ②2021年度第4四半期の配当金受領の期ずれ
JGAAP：日本会計基準

トピックス LA製剤への期待 –HIVとともに生きる人々のアンメットニーズの解消–

LA製剤のHIV治療薬Cabenuvaおよび予防薬Apretudeは、HIVとともに生きる人々にとって重要なアンメットニーズを解消できることから、発売以降、順調に売上が伸びています。リアルワールドエビデンスとして、Cabenuvaを1年間使用した患者の99%が経口剤よりLA製剤を好むという結果が示されるなど、臨床における様々なエビデンスの観点からも、今後のさらなる浸透が期待されます。

HIVとともに生きる人々のアンメットニーズ

- 毎日の服薬の負担や不安を解消したい
- HIVを意識しない生活を送りたい
- 周囲に知られたくない
- 少ない薬で、安全にウイルスを抑えたい

ヴィーブ社の販売するLA製剤（2カ月に1回投与）



【Cabenuva】

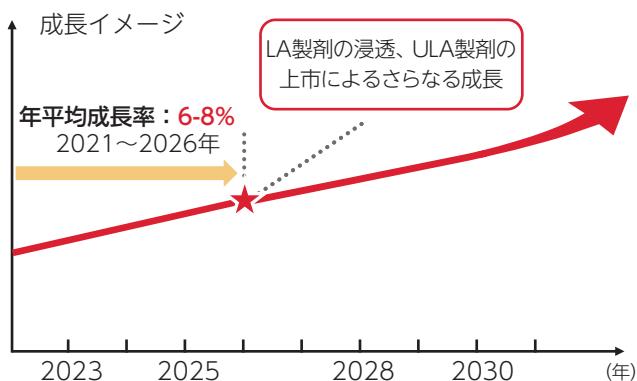
：カボテグラビル+リルピピリン
・適応：HIV-1感染症の治療



【Apretude】

カボテグラビル
・適応：HIV感染症の予防

◆HIVビジネスの今後の成長見通し



SHIONOGIの収益の根幹となるHIVビジネスは、今後も力強く着実に成長すると想定しています。

短期的な見通しとして、ヴィーブ社は、2026年までは、年平均成長率6-8%で売上が持続的に成長すると予想しています。この成長は、LA製剤のCabenuva、Apretude、経口2剤合剤のDovatoの売上によってけん引されることが期待されます。

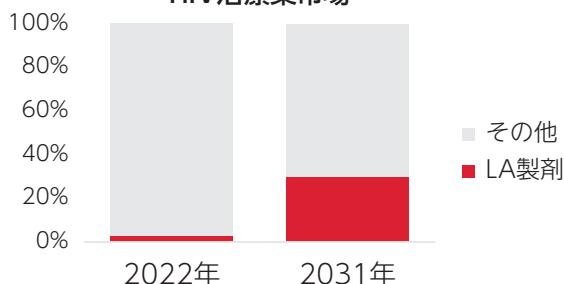
中長期的な見通しとして、4カ月に1回、もしくは6カ月に1回投与の超長時間作用型製剤(Ultra Long Acting：ULA製剤)や自己投与製剤など、2026年以降の革新的な新製品の上市により、さらなる成長が見込まれています。

◆LA製剤 (ULA製剤含む) の市場予想*1

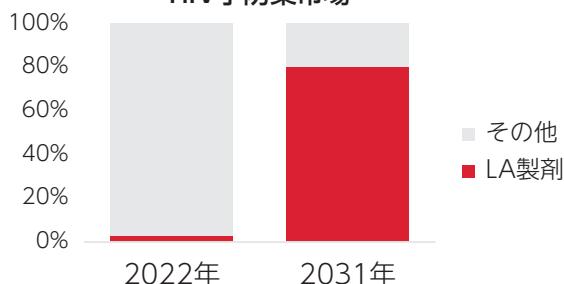
ヴィーブ社とSHIONOGIは、LA製剤のさらなる浸透やULA製剤および自己投与製剤の上市により、経口剤からLA製剤へのパラダイムシフトがさらに加速し、LA製剤のHIV市場に占める割合が拡大すると考えています。LA製剤の市場予想として、2031年時点で、HIV治療市場全体のうちLA製剤が占める割合は約30%、HIV予防市場では約80%まで拡大すると想定しています。

また、ヴィーブ社の取り組みと並行して、さらなるアンメットニーズの解消や将来のリスクへの備えとして、新たな耐性ウイルスへの対応も含めて、SHIONOGIが今後も積極的に経営資源を投下して、HIV治療薬および予防薬の創薬研究を継続していくことは重要な責務だと認識しており、取り組みを進めています。

HIV治療薬市場



HIV予防薬市場



治療市場規模

約 3.9 兆円*2

予防市場規模

約 0.8-1.0 兆円*2

LA製剤が占める割合

約30%

LA製剤が占める割合

約80%

*1 ViiV Healthcare Meet the Management (2023年9月)

*2 1ポンド194円換算

5 研究開発－研究の進捗－

当期は、COVID-19関連プロジェクトや注力プロジェクトを中心に積極的に研究開発活動を推進し、進展させました。

－研究プロジェクトの主な進捗－

S-892216	COVID-19 治療および 曝露前予防	次世代3CLプロテアーゼ阻害剤で、COVID-19の治療および予防を目的として、長時間作用型製剤と経口剤の2種類の製剤が開発が進行中です。当期は長時間作用型製剤における曝露前予防の適応について、研究を進展させるとともに、米国BARDAから開発支援として、約585億円の助成金を受領する契約を締結しました。
S-268024	COVID-19 予防ワクチン (JN.1)	2024/2025シーズンの予防接種における推奨株であるJN.1系統に対応したCOVID-19予防ワクチンです。今後の推奨株に対応したワクチン開発に向け、研究を進展し、当期はPhase 3試験を開始しました。
S-567123 (ユニバーサル ワクチン)	COVID-19 予防ワクチン	単剤で幅広い変異に対して予防効果を発揮することが期待される次世代型ワクチンです。まずは、COVID-19に対するユニバーサルワクチンの開発を目指しており、当期は非臨床試験や治験薬製造に向けた検討を進展させました。
S-917091	抗HIV薬	インテグラーゼ阻害薬とは異なる作用機序の抗HIV薬候補です。インテグラーゼ阻害薬と併用することで、超長時間作用型（3ヵ月以上に1回投与）のHIV治療を可能とすることを目指し、当期は各種の研究を進展させました。
S-898270	認知症治療薬	学習記憶を始めとする認知機能を向上させることが期待される治療薬候補です。2025年度上期中のPhase 1開始を目指し、研究を進展させました。

トピックス

細菌感染症に対する治療薬の研究開発拠点を米国に設立

SHIONOGIは、細菌感染症に対する治療薬の研究開発拠点であるShionogi Qpex Labを米国に設立しました。Shionogi Qpex Labは、複数のバイオテクノロジー企業や研究機関が集まる、米国サンディエゴにある多機能エリアに位置します。米国におけるBiotechの中心地の1つであるサンディエゴに抗菌薬の研究開発拠点を開設し、アカデミア、ベンチャー、研究機関や米国政府機関などとのグローバルパートナーシップの活性化につなげることで、抗菌薬の研究開発力の強化と製品パイプラインの拡充を目指します。



6 研究開発－開発の進捗－

－主な開発プロジェクト－

エンシトレルビル (ゾコーバ) *	COVID-19 経口抗ウイルス薬	COVID-19患者の同居家族または共同生活者を対象に実施した、グローバルPhase 3曝露後発症予防試験 (SCORPIO-PEP試験) にて、主要評価項目を達成しました。経口抗ウイルス薬がCOVID-19の発症抑制効果を示した世界初の臨床試験であり、この結果に基づき、日本ではCOVID-19の予防に関する効能・効果追加申請を行いました。グローバルでの申請については、本試験結果と、これまでに実施した臨床試験の結果を踏まえて、各規制当局と協議を進めています。なお、米国においては、先行してCOVID-19の予防を適応として、ローリング・サブミッション (段階的申請) を開始しました。
コブゴーズ筋注	COVID-19 予防ワクチン (起源株1価)	これまで主に使用されてきたmRNAワクチンとは異なり、長年にわたり国内外で広く使用され、その有効性と長期的な安全性が実証された技術を基盤とする組み換えタンパクワクチンです。当期は、SHIONOGI初のワクチンとして、初回免疫における国内製造販売承認を取得しました。
S-337395	抗RSウイルス薬	経口の新規RSウイルス感染症治療薬です。現時点ではRSウイルスに対する有効な抗ウイルス薬が存在しないため、新たな治療選択肢として期待されています。当期は、Phase 2試験 (ヒトチャレンジ試験) において、主要評価項目を達成し、後期臨床試験の開始に向け進展させることができました。
ズラノロン	抗うつ薬	既存薬とは異なる新規の作用機序を有する抗うつ薬で、1日1回14日間の経口投与により、効果を発揮する薬剤です。当期は、Phase 3試験において、プラセボ群に対して、統計学的に有意なうつ症状の改善や即効性、良好な忍容性を確認し、国内での製造販売承認申請を実施しました。
S-606001	ポンペ病治療薬	低分子の経口ポンペ病治療薬候補です。ポンペ病は世界での患者数が5万人ほどと推定されている希少疾患で、既存治療では満たすことができないアンメットニーズが残されていることから、本剤は、新たな治療選択肢として期待されています。当期は、国内Phase 1試験を進展させました。
SASS-001	睡眠時無呼吸 症候群	睡眠障害に卓越した専門性を持つApnimed社と共同で開発を進める、経口の治療薬候補です。当期はPhase 2試験を開始しました。
エンデバーライド	ADHD治療用 アプリ	小児のADHD患者を対象とした治療用アプリです。当期は、国内Phase 3試験の良好な結果に基づき、国内での製造販売承認を取得しました。

※ 本資料では、製造販売承認を取得した日本においては製品名の「ゾコーバ」、臨床試験を展開するグローバルにおいては一般名の「エンシトレルビル」で表記しています。

7 研究開発 –パイプライン–

感染症

パイプラインの状況(2025年3月31日現在)

非臨床	Phase1	Phase2	Phase3	申請	
S-567123 COVID-19の予防ワクチン (ユニバーサルワクチン)	S-743229 AMR(複雑性尿路感染症)	S-337395 RSウイルス感染症	セフィデロコル AMR(グラム陰性菌感染症) (小児)	エンシトレルビル COVID-19の治療薬 (小児6-11歳)	エンシトレルビル COVID-19の治療薬
S-872600 インフルエンザの予防ワクチン (経鼻)	S-649228 AMR(グラム陰性菌感染症)	S-892216 COVID-19の治療薬 (経口)	S-268023 COVID-19の予防ワクチン (XBB 1.5)	Olorofim 侵襲性アスペルギルス症	エンシトレルビル COVID-19の予防薬
S-875670 COVID-19の予防ワクチン (経鼻)			S-268019 COVID-19の予防ワクチン (青少年・学童)	S-268024 COVID-19の予防ワクチン (JIN.1)	パロキサビル インフルエンザウイルス感染症 (顆粒剤・20kg未満)
S-540956 核酸アジュバント					セフィデロコル AMR(グラム陰性菌感染症)
S-554110 非結核性抗酸菌感染症					
S-892216 COVID-19の曝露前予防薬 (長時間作用型注射剤)					パロキサビル インフルエンザウイルス感染症 (小児・1歳未満)
S-917091 HIV感染症					パロキサビル インフルエンザウイルス感染症 (伝播抑制)
		アウトライセンズ			
		S-365598 HIV感染症			

社会的影響度の高いQOL疾患

非臨床	Phase1	Phase2	Phase3	申請	
S-540956 核酸アジュバント	S-151128 慢性疼痛	S-309309 肥満症	レダセムチド* ³ 急性期脳梗塞	Resiniferatoxin [GRT7039] 変形性膝関節症に伴う疼痛	ズラノロン うつ病・うつ状態
S-109802 脳卒中後上肢・下肢痙攣	S-588210 固形がん	S-531011* ¹ 固形がん	レダセムチド 栄養障害型表皮水疱症	Zatolmilast* ⁵ 脆弱X症候群	
S-898270 認知症	S-740792 多発性硬化症に伴う歩行障害	Rizmoic* ² オピオイド誘発性便秘症 (小児)	Zatolmilast アルツハイマー型認知症	S-588410 食道がん	
	S-606001 ボンベ病	S-588410 膀胱がん	ADR-001* ⁴ 非代償性肝硬変	SR-0379 皮膚潰瘍	
		S-488210 頭頸部がん	S-222611 [Epertinib] 悪性腫瘍	ナルデメジン オピオイド誘発性便秘症	
		Zatolmilast Jordan症候群	SASS-001 (S-600918+併用薬X) 睡眠時無呼吸症候群	SDS-881 認知症の認知機能 (検査用AIプログラム医療機器)	
			S-723595 2型糖尿病		アウトライセンズ

*1 Phase 1b/2実施中 *2,4 Phase 1/2実施中 *3 Phase 2b実施中 *5 Phase 2b/3実施中

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シオノギファーマ株式会社	90百万円	100.0%	医薬品製造および製造受託 試験・分析受託
シオノギヘルスケア株式会社	10百万円	100.0%	一般用医薬品の製造販売
Shionogi Inc.	12米ドル	100.0%	医薬品の開発および製造販売
Shionogi B.V.	630千英国ポンド	100.0%	医薬品の開発および製造販売
塩野義（香港）商業有限公司	361,794千香港ドル	100.0%	医薬品の販売
塩野義有限公司	1,061,224千中国元	100.0%	医薬品の開発および製造販売

- (注) 1. 2025年1月9日付で平安塩野義（香港）有限公司の全株式を取得し、完全子会社化するとともに、塩野義（香港）商業有限公司に社名を変更しております。また、シオノギヘルスケア株式会社（塩野義（香港）商業有限公司の100%子会社）についても、出資比率が100%となっております。
2. 2025年3月31日付で平安塩野義（中国）有限公司の全株式を取得し、完全子会社化しております。また、2025年4月1日付で、塩野義有限公司に社名を変更しております。

(3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資については、研究設備や生産設備を中心とした投資を行い、その総額は123億円となっております。

(4) 資金調達状況

該当事項はありません。

(5) 財務戦略と株主還元方針

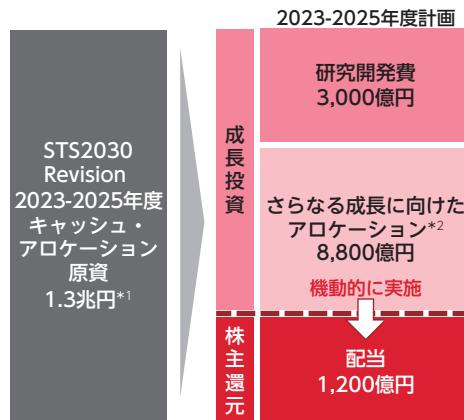
財務戦略

SHIONOGIは、「感染症領域を中心としたグローバルでのトップライン成長」と「積極投資による成長ドライバーの育成」に向け、必要な財源基盤を整備しています。2023～2025年度の3年間で3,000億円規模の研究開発費を投入するほか、M&Aや導入等の事業投資も、価値に見合う案件については、金額規模にとらわれずに実施していく方針です。

株主還元方針

SHIONOGIは、成長投資と株主還元のバランスを図り、企業価値の最大化と、中長期的な利益成長を株主の皆さまにも実感いただける株主還元施策の実施を基本としています。STS2030 Revisionでは、2025年度末の財務KPIとしてDOE（親会社所有者帰属持分配当率）4%、EPS（基本的1株当たり当期利益）200円以上*、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）14%以上を掲げています。

※ 株式3分割後の数値で計算して記載



*1 2023年度末手元資金（運転資本除く）約4,000億円
+ [3年間の営業CF（研究開発費控除前）]

*2 設備投資（システム投資含む）、事業投資等

(6) 2024年度の株主還元

株主の皆さまへの還元として、1株当たりの配当金を中間配当で28円、期末配当で33円を予定し、年間で13期連続の増配となる61円を予定しています。また、投資単位当たりの金額を引き下げることで、当社株式の流動性を高め、多くの方に投資していただきやすくなることを目的に、2024年10月1日付で株主さまの所有する普通株式を1株につき3株の割合で株式分割を行いました。

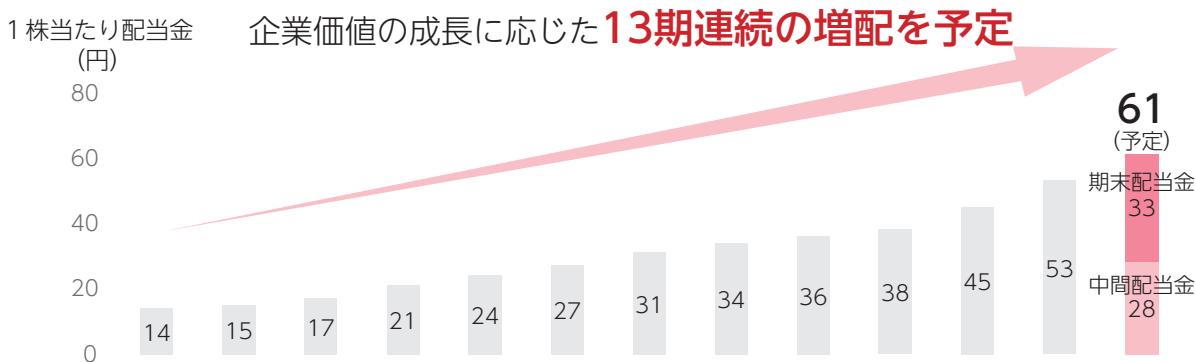
企業価値の成長に応じた2つの株主還元施策

配当金の連続増配を予定

- ・成長に応じて1株当たりの期末配当金は33円（分割前99円）を予定
- ・中長期的に利益成長とともに実感いただけるよう年間では13期連続増配を予定

普通株式の3分割を実施

- ・株式分割による株式の流動性の向上と、投資単位当たりの金額を引き下げることで多くの方に投資いただくことを目的に株式の3分割を実施



年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
自己株式	取得額 (億円)	-	-	300	-	350	294	500	500	500	-	494	750	-
	消却数 (万株)	-	-	-	-	6,600	1,500	2,205	1,560 ^{*1}	-	-	1,260	3,252 ^{*2}	-
DOE (%)	3.7	3.5	3.7	4.1	4.5	4.6	4.6	4.0	4.1	3.8	3.9	4.0	4.0 (予想)	
ROE (%)	17.5	9.2	9.4	13.6	16.3	19.4	20.9	15.5	13.9	12.5	17.8	13.9	13.0以上 (予想)	

当社は2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。2012年度の期初に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり配当金、自己株式の消却数を算出して記載しております。(金額については、小数第1位を四捨五入した金額を記載しております。)

※1 2020年3月30日決議、4月6日消却 ※2 2023年7月31日決議、2024年4月17日消却

(7) 対処すべき課題

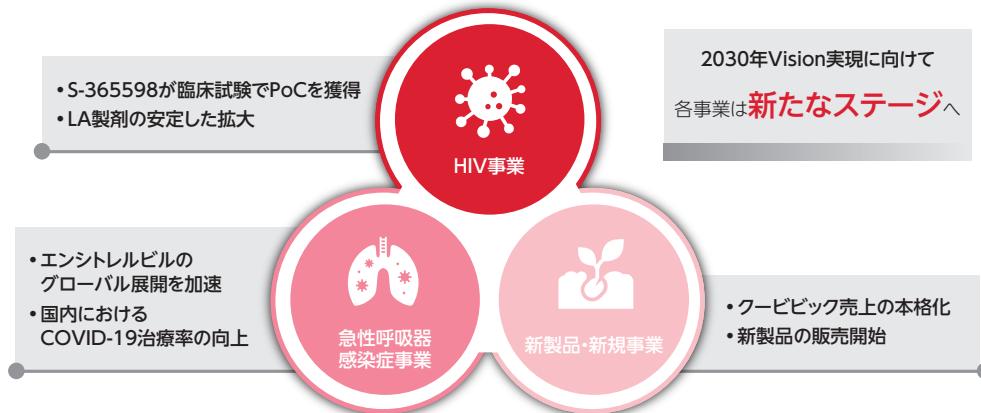
◆中期経営計画 STS Phase 2達成に向けて

2025年度は、2023年6月にスタートした中期経営計画Shionogi Transformation Strategy 2030 Revision (STS2030 Revision) におけるSTS Phase 2 (2023年度～2025年度) の最終年度にあたります。STS Phase 2の成長性指標として掲げた、「売上収益」、「海外売上高CAGR」、「EBITDA」の目標を達成し、STS Phase 3へ向かうために、2025年度は非常に重要な1年だと認識しております。SHIONOGIのビジネスの根幹である3本柱の成長だけでなく、積極投資による成長領域のビジネス拡大を加速することで、この目標達成を目指してまいります。



◆3本柱の成長

STS2030 Revisionでは、2030年Vision実現に向けて、①HIV事業、②急性呼吸器感染症事業、③新製品/新規事業の3つを成長の柱としています。2024年度に、それぞれの事業は力強い成長を実現しました。STS Phase 2の最終年度である2025年度は、STS Phase 3に向けた弾みとすべく、成長をより加速させてまいります。

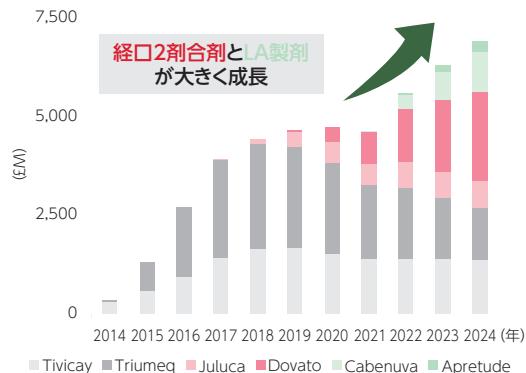


■ ①HIV事業

SHIONOGIが創製したインテグラーゼ阻害剤ドルテグラビルを含む経口2剤合剤（右図：赤色）であるDovatoおよびJulucaの堅調な成長に加え、同じくSHIONOGIが創製したインテグラーゼ阻害剤カボテグラビルを含むLA製剤（右図：緑色）であるHIV治療薬CabenuvaおよびHIV予防薬Apretudeが力強く成長をしていることから、ヴィーブ社の売上は過去最高を達成しています。この成長は今後も続くと想定しており、2025年は一桁台半ばの成長を予想しております。

また、今後のさらなる成長をけん引することが期待される4カ月に1回、6カ月に1回の投与で治療および予防が完結する超長時間作用型製剤の開発も順調な進展を見せていることから、HIV事業の成長は継続していくと考えています。

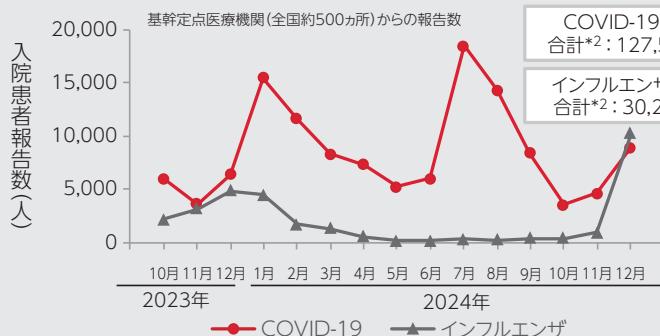
ヴィーブ社のHIV製品群の売上推移



■ ②急性呼吸器感染症事業

COVID-19はインフルエンザと比較して入院者数は約4倍、死亡者数は約20倍多く、危険性の高い疾患であるにも関わらず、COVID-19の治療率（陽性者に対する抗ウイルス薬の使用率）はおおよそ10～15%ほどであり、インフルエンザの治療率約80%と比較して非常に低い水準であるのが現状です。SHIONOGIは感染症のリーディングカンパニーとして、人々の健康を守るため、COVID-19の治療率向上に取り組むことが責務だと考えています。引き続き、2025年度も疾患啓発や治療薬を受け取る際の患者さまの自己負担の軽減につながる各種取り組みを進めてまいります。また、SHIONOGIが創製したCOVID-19治療薬ゾコーバのグローバルへの展開に向けて、引き続き、本剤の開発に取り組んでまいります。

COVID-19とインフルエンザによる入院患者の推移*



*2 2023年10月から2024年12月までの合計

*国立感染症研究所、感染症発生動向調査週報ダウンロード2024年。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr-dl/2024.html> (閲覧日:2025年1月16日)より算出して作成

死亡者数*3 (2023年5月～2024年8月)

44,279



COVID-19

2,335

インフルエンザ

*3厚生労働省、人口動態調査結果の概要。
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html> (閲覧日:2025年1月16日)

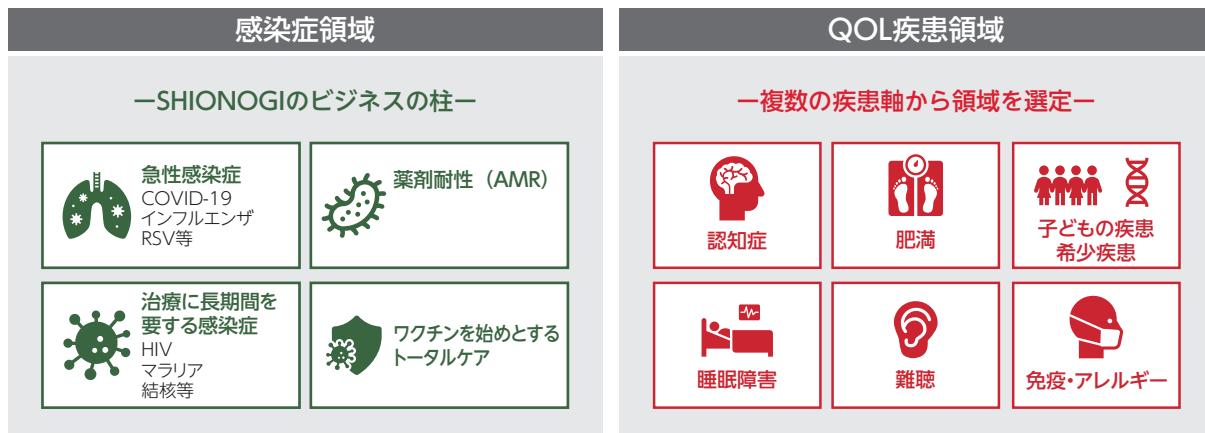
■ ③新製品/新規事業

2025年度は、国内において2024年度に発売を開始したクービビックについて、さらなる浸透を目指して販売を進めてまいります。さらに、新しく小児期における注意欠如多動症を適応疾患として承認を取得したエンデバーライド、抗うつ剤として製造販売承認申請中のズラノロンの販売開始に向けて、準備を進めてまいります。

既存品の価値最大化と新製品の市場投入によって、主力の感染症事業とともに、新たな疾患領域においても、成長を実現してまいります。



◆SHIONOGIのR&D戦略について



SHIONOGIにおいて、感染症はビジネスの柱となる重要な領域であり、HIV事業や、ゾフルーザ・ゾコバなどの急性呼吸器感染症事業において、大きく成長をしてきました。今後、QOL疾患領域においても感染症事業で成功したようにフランチャイズ候補を選定すべく、様々な疾患について研究を推進しています。現在、研究力の強化や臨床試験の成功確率を高めるために、各疾患で高い技術力とノウハウを有する様々な企業と連携して、研究開発を進めております。

(8) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

【IFRS】

区分	2020年度 第156期	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期 (当期)
売上収益	百万円 297,177	百万円 335,138	百万円 426,684	百万円 435,081	百万円 438,268
営業利益	百万円 117,438	百万円 110,312	百万円 149,003	百万円 153,310	百万円 156,603
税引前利益	百万円 143,018	百万円 126,268	百万円 220,332	百万円 198,283	百万円 200,750
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円 111,858	百万円 114,185	百万円 184,965	百万円 162,030	百万円 170,435
研究開発費	百万円 54,249	百万円 72,996	百万円 102,392	百万円 102,640	百万円 108,612
資産合計	百万円 998,992	百万円 1,150,601	百万円 1,311,800	百万円 1,416,918	百万円 1,535,349
資本合計	百万円 864,550	百万円 993,285	百万円 1,121,878	百万円 1,252,562	百万円 1,362,497
基本的1株当たり当期利益	円 銭 121.68	円 銭 126.25	円 銭 207.10	円 銭 186.17	円 銭 200.36
1株当たり親会社所有者帰属持分	円 銭 935.56	円 銭 1,078.74	円 銭 1,245.92	円 銭 1,452.22	円 銭 1,600.68
1株当たり配当金	円 銭 36.00	円 銭 38.33	円 銭 45.00	円 銭 53.33	円 銭 61.33
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	% 13.9	% 12.5	% 17.8	% 13.9	% 13.1
親会社所有者帰属持分配当率 (DOE)	% 4.1	% 3.8	% 3.9	% 4.0	% 4.0

- (注) 1. 当期の1株当たり配当金および親会社所有者帰属持分配当率は、第160回定時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決された場合の金額および数値を記載しております。
2. 第158期において、当社はシオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）に当社株式9百万株を処分しておりますが、当該当社株式を自己株式として処理しています。そのため、第158期以降の基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、当該株式数を控除しております。
3. 第159期の売上収益には、ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金が含まれております。
4. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第156期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分および1株当たり配当金を算定しております。

②当社の財産および損益の状況の推移
【日本基準】

区分	2020年度 第156期	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期 (当期)
売上高	百万円 260,986	百万円 285,948	百万円 369,499	百万円 345,761	百万円 363,309
営業利益	百万円 76,192	百万円 95,969	百万円 133,274	百万円 108,978	百万円 114,356
経常利益	百万円 81,714	百万円 100,892	百万円 134,998	百万円 258,621	百万円 109,143
当期純利益	百万円 32,181	百万円 90,264	百万円 107,367	百万円 253,060	百万円 86,927
総資産	百万円 617,123	百万円 730,120	百万円 768,120	百万円 840,570	百万円 941,227
純資産	百万円 536,405	百万円 590,430	百万円 612,890	百万円 749,494	百万円 791,825
1株当たり当期純利益	円 銭 35.01	円 銭 99.80	円 銭 119.51	円 銭 287.79	円 銭 101.12
1株当たり純資産額	円 銭 592.83	円 銭 652.53	円 銭 686.88	円 銭 871.75	円 銭 920.78

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第156期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(9) 企業集団の主要な事業セグメント

医薬品の研究開発、製造および販売を主要な事業としております。

(10) 企業集団の主要な事業所

		名称	所在地
国内	本店・支店	本店	大阪府大阪市
		東京支店	東京都千代田区
	事業所	淀屋橋オフィス	大阪府大阪市
		医薬事業本部オフィス	大阪府大阪市
	研究所	医薬研究センター	大阪府豊中市
		CMCイノベーションセンター	兵庫県尼崎市
	工場 (注) 2	摂津工場	大阪府摂津市
		金ヶ崎工場	岩手県胆沢郡
		徳島工場	徳島県徳島市
伊丹工場		兵庫県伊丹市	
海外 (注) 2		Shionogi Inc.	米国ニュージャージー州
		Shionogi B.V.	オランダアムステルダム
		塩野義 (香港) 商業有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
		塩野義有限公司	中華人民共和国上海市

- (注) 1. 上記のほか、国内主要都市に営業所等を設けております。
 2. 子会社における拠点であります。
 3. 2025年1月9日付で平安塩野義 (香港) 有限公司の全株式を取得し、完全子会社化するとともに、塩野義 (香港) 商業有限公司に社名を変更しております。
 4. 2025年3月31日付で平安塩野義 (中国) 有限公司の全株式を取得し、完全子会社化しております。また、2025年4月1日をもって、塩野義有限公司に社名を変更しております。

(11) 企業集団の従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
4,955名	(減) 4名

(注) 従業員数は、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者、臨時雇用人員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,129名	(増) 12名	41.5才	15.2年

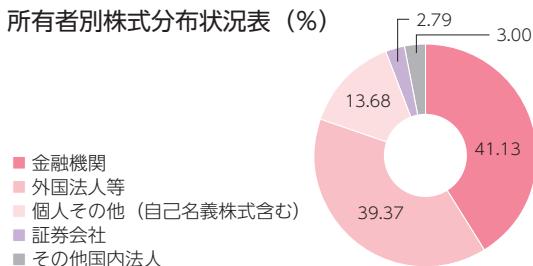
(12) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 3,000,000,000株
 ②発行済株式の総数 889,632,195株
 (自己株式29,944,777株を含む。)
 ③株主数 74,799名
 ④大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況表 (%)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	154,859	18.01
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	68,030	7.91
住友生命保険相互会社	55,812	6.49
株式会社SMB C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	28,455	3.30
日本生命保険相互会社	25,227	2.93
BANK OF CHINA (HONG KONG) LIMITED-PING AN LIFE INSURANCE COMPANY OF CHINA, LIMITED	19,068	2.21
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,474	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,083	1.40
JP MORGAN CHASE BANK 385781	10,983	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	10,631	1.23

(注) 1. 当社は自己株式29,944,777株を保有しておりますが、上記大株主 (上位10名) の中には含めておりません。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式29,944,777株を控除した859,687,418株に対する割合として算出しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	67,500	2
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社は2024年10月1日付を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の数値を記載しております。

⑥その他株式に関する重要な状況

当社は、2024年8月30日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割を行いました。

株式分割の目的 : 投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

株式分割の内容 : 2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

株式分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | : 296,544,065株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : 593,088,130株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : 889,632,195株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : 3,000,000,000株 |

株式分割の日程

- | | |
|-------|--------------|
| 基準日 | : 2024年9月30日 |
| 効力発生日 | : 2024年10月1日 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 1個当たり の発行価格	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権 (2011年7月11日)	2011年 6月24日	252個	当社普通株式 75,600株	113,000円	300円	2011年7月12日から 2041年7月11日まで	127個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権 (2012年7月12日)	2012年 6月27日	316個	当社普通株式 94,800株	91,700円	300円	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	213個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権 (2013年7月11日)	2013年 6月26日	172個	当社普通株式 51,600株	193,100円	300円	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	115個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権 (2014年7月10日)	2014年 6月25日	178個	当社普通株式 53,400株	190,000円	300円	2014年7月11日から 2044年7月10日まで	124個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権 (2015年7月9日)	2015年 6月24日	99個	当社普通株式 29,700株	455,400円	300円	2015年7月10日から 2045年7月9日まで	62個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権 (2016年7月8日)	2016年 6月23日	85個	当社普通株式 25,500株	525,700円	300円	2016年7月9日から 2046年7月8日まで	53個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権 (2017年7月7日)	2017年 6月22日	85個	当社普通株式 25,500株	574,200円	300円	2017年7月8日から 2047年7月7日まで	53個 (2名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり300株であります。
2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の公正価額相当額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺しております。
3. 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。
4. 取締役の保有状況のうち、2011年度から2014年度の各新株予約権については、取締役1名が取締役就任前に執行役員の職務執行の対価として付与されたものを含めて記載しております。
5. 当社は新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。
6. 当社は2024年10月1日付を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の数値を記載しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役会長兼社長 CEO	手代木 功	株式会社三井住友銀行社外取締役 A G C株式会社社外取締役 株式会社日本取引所グループ社外取締役
取締役副会長	澤田 拓子	コニカミノルタ株式会社社外取締役
取締役	安藤 圭一	株式会社橋本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
取締役	尾崎 裕	株式会社ロイヤルホテル社外取締役 広島ガス株式会社社外取締役
取締役	高槻 史	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー 三共生興株式会社社外監査役 ダイキン工業株式会社社外監査役
取締役	藤原 崇起	
常勤監査役	岡本 亘	
常勤監査役	岸田 哲行	
監査役	藤沼 亜起	学校法人千葉学園監事
監査役	奥原 圭一	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長
監査役	後藤 順子	株式会社三井住友銀行社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 高槻史および取締役 藤原崇起は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原圭一および監査役 後藤順子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 高槻史および取締役 藤原崇起は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
4. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原圭一および監査役 後藤順子は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
5. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原圭一および監査役 後藤順子は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役および各監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。
7. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役および監査役です。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
8. 当事業年度中に退任した役員
監査役 加藤 育雄（2024年6月20日 退任：任期満了のため）

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与および2018年度から導入した譲渡制限付株式報酬（中期業績連動型、長期型）で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案したうえで取締役の職位や役割に応じた基本報酬テーブルを元に決定しております。

賞与は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（投資枠を除いた営業利益、連結当期純利益、その他取締役としての総合的業績評価）を反映した現金報酬とし、短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定し、毎年6月に支給されます。当事業年度の業績指標の実績としては、「1. SHIONOGIグループの現況に関する事項（1）事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

株式報酬については、各取締役の職位や役割に応じた付与テーブルに基づいて毎年7月に付与されますが、特に中期業績連動株式報酬では、STS2030 Revision（2023～2030年度）のうちPhase 2の2023～2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決定します。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給します。

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定しております。その決定方針については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。また、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、基本報酬および賞与の個人別報酬額等の決定については最高経営責任を持つ者による評価および決定が適切であると考えことから、代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功に委任されており、報酬諮問委員会は、委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、委任を受けた代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、より業績を重視し株主さまの視点に立つよう、2021年度から中期業績連動株式報酬テーブルの改定を実施した結果、KPI100%達成を前提として、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等はほぼ1：1：1となるよう制度設計しております。（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。

この結果、当事業年度の基本報酬の割合は、当期利益目標の達成状況や株式報酬における株価の影響もあり、37%程度となっております。取締役会は、取締役会および報酬諮問委員会における審議や報告等を通じて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであることを確認しております。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。

当社の報酬諮問委員会は取締役会の諮問機関として構成メンバー7名の過半数を社外取締役が占め、社外取締役が議長を務めております。役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っており、また、取締役および執行役員報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議しております。

区分	人員数	報酬等の種類別の総額			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	合計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役 (うち社外取締役)	6 (4)	240 (84)	136 (-)	134 (-)	511 (84)
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	135 (60)	- (-)	- (-)	135 (60)
計	12	376	136	134	647

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役は年額750百万円以内（2018年6月20日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名です））、監査役は年額170百万円以内（2019年6月18日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です）です。
2. 上表の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
3. 上表の「非金銭報酬等」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（金銭報酬としての賞与）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮し設定した基本報酬テーブルに基づき、決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益ならびに連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年6月に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、在籍を要件とする長期型株式報酬制度と業績に連動する中期業績連動型株式報酬の二本立てとする。長期型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。

中期業績連動型株式報酬は報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。譲渡制限付株式を毎年7月に付与し、STS2030 Revision（2023～2030年度）のうちPhase 2の2023～2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決める。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給する。業績評価については、売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して、総体的な評価を報酬諮問委員会にて審議したのち、取締役会にて決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（5.の委任を受けた代表取締役）は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度などの内容を決定し、その趣旨に沿って個人別の報酬額を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝1：1：1とする（KPIを100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、基本報酬テーブルに基づく各取締役の基本報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

報酬諮問委員会は、代表取締役に委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で株式報酬テーブルに基づいた取締役個人別の割当株式数を決議する。

報酬諮問委員会は7名の委員からなり過半数を社外取締役が占め、社外取締役が委員長を務める。報酬諮問委員会では上記のほか、取締役および執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議する。

(3) 社外役員に関する事項

①当社における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安藤 圭一 取締役会出席状況 13/13回 (100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、議長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源の有効活用にも配慮し、予算立案・管理や投資を含めた資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの質問や意見を出され、的確に助言いただいております。
取締役	尾崎 裕 取締役会出席状況 13/13回 (100%)	関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、新規事業投資や事業提携も含めたビジネス展開、ITも含めたリスクマネジメントに関する的確な質問や助言を多くいただいております。
取締役	高槻 史 取締役会出席状況 13/13回 (100%)	国際企業法務に携われてきた弁護士の立場および中国のライフサイエンス・ヘルスケア産業に係る法務対応の豊富な経験と専門的な識見を活かし、当社の果たすべき企業責任を認識し、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国を含むアジアでのビジネス展開に関して質問をいただくとともに、知的財産やコンプライアンスに関して的確に助言いただいております。
取締役	藤原 崇起 取締役会出席状況 13/13回 (100%)	関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に人材マネジメントやリスクマネジメント、コンプライアンスに関して的確に助言いただいております。
監査役	藤沼 亜起 取締役会出席状況 13/13回 (100%) 監査役会出席状況 11/11回 (100%)	財務・会計の高度な専門性やサステナビリティに係る環境変化を考慮し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に財務・会計やサステナビリティ、コンプライアンスの視点からの的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	奥原 圭一 取締役会出席状況 13/13回 (100%) 監査役会出席状況 11/11回 (100%)	変化の激しいビジネス環境への適応や財務・会計の高度な専門性を考慮し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主にヘルスケア産業全般における投資やM&A、資本コストなどについての的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	後藤 順子	財務・会計の高度な専門性や企業のボード議長としての豊富な経営経験や幅広い識見により、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に海外ビジネス展開やM&A、資金運用やコンプライアンスについての的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
	取締役会出席状況	
	13/13回 (100%)	
	監査役会出席状況	
	11/11回 (100%)	

②重要な兼職先と当社との関係

取締役 安藤圭一が社外取締役を務める株式会社椿本チエインおよび株式会社ダイヘンと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 尾崎裕が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテルおよび広島ガス株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 高槻史がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。また、社外監査役を務める三共生興株式会社およびダイキン工業株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 藤沼亜起が監事を務める学校法人千葉学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 奥原圭一が代表取締役会長を務める日本ベンチャーキャピタル株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 後藤順子が社外取締役を務める株式会社三井住友銀行と当社との間に、記載すべき関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

119百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

119百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（方針、項目、チーム体制、予定時間、前期からの変更点等）および報酬見積額の説明を受け、前期の計画と実績・報酬額・時間当たり報酬単価等との比較に加え、社内関係部門の見解を確認し検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し同意を行っております。
3. 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社が定めた会計監査人を適切に評価するための基準に照らして、職務遂行の適正性が確保されないと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の不再任の決定を行う方針です。

(4) 監査役会が会計監査人を不再任としなかった理由

監査役会は、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けるとともに、説明を求め、監査役会が定めた「会計監査人の評価基準」に基づき適切なプロセスを経て、厳正に評価を実施し協議いたしました。その結果、再任を相当とする監査役会の決議に至りましたが、引き続き、会計監査人の業務管理体制を監視してまいります。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）に基づく当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務執行に関する事項

当事業年度において取締役会（社外取締役 4名を含む 6名により構成）は、13回開催され、法令・定款に則り経営判断を要する重要事項に関して適切な意思決定を行うとともに、監査役 5名は取締役の職務執行の監査に努めました。

当社は、経営の執行、監督の役割を明確にし、機動的かつ柔軟に業務を行うため取締役会におけるモニタリング機能を充足させています。業務執行にあたっては執行役員制度を導入しており、業務に係る重要事項は、定期的（毎週）に開催される社内の取締役、常勤監査役および業務執行の責任者にて構成される経営会議の審議を踏まえて、取締役会において適法かつ効率的な意思決定を行っております。さらには、業務執行部門および主要なグループ会社の職務の執行状況を定期的にと取締役会に報告することにより、執行の監督にも努めております。

当社の意思決定プロセスの一環として、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク（攻めのリスク、事業機会）とマイナスのリスク（守りのリスク）を一体として捉え、ビジネスリスクの大きさに基づく意思決定レベルの基準を設定し、成果の最大化に向けた職務の執行に努めております。さらには、中期経営計画「STS2030 Revision」の達成に向けて、高度な意思決定と効率的な業務執行力を有する組織へと自らを変化させることが重要と考え、業務執行に関する責任の所在をより明確にし、かつ関連本部間の連携を強化するため、代表取締役から負託を受けた業務執行責任者が主要なバリューチェーンごとに管掌するガバナンス体制に2022年度より変更しております。

政策保有株式の状況および企業年金の運用状況については、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に従い、取締役会へ定期的に報告され検証しております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、計画に基づき内部統制評価を実施し、必要な改善を促しております。

情報の保存・管理については、「SHIONOGIグループ 情報管理ポリシー」に基づき情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録を含め、法令・規則等に従い適切に保存・管理しております。

す。

②コンプライアンスに関する事項

当社は、「SHIONOGIグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動を確保するため、代表取締役自らが四半期ごとに全従業員に発信しているメッセージにおいて企業倫理の重要性について繰り返し言及することにより、当社グループ役職員のコンプライアンスの徹底に努めております。また、コンプライアンス委員会（委員長：代表取締役）は、四半期ごとにコンプライアンス上の課題等について協議し、定期的にコンプライアンス教育、ハラスメント教育を行うなど、各業務執行部門におけるコンプライアンスの活動を支援しております。さらには、より業務に密着した事象に関してバリューチェーンごとにもコンプライアンス委員会を開催する体制を取っております。コンプライアンス委員会の活動状況については、取締役会に年2回定期的に報告を行うことにより取締役による監督を行い、コンプライアンス体制を強化しております。経営に大きな影響を及ぼしかねない重大事例が発生した場合には経営会議および取締役会へ直ちに報告した上で対策の妥当性について検討し、経営者自らがその実施に責任を持ちます。また、その対策の実施状況を取締役会へ適宜報告します。

加えまして、内部統制システムの実効性を検証するため、内部監査を担う内部統制部によるモニタリング活動を継続するとともに、内部通報制度として内部通報窓口をコンプライアンス部および外部弁護士事務所に設置すると共に、ハラスメント相談窓口および時間外労働相談窓口を会社内ならびに労働組合内に設置しており、コンプライアンス違反、ハラスメントおよび過重労働の未然防止、早期発見および再発防止に努めております。

③リスク管理に関する事項

当社グループは、「SHIONOGIグループ リスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社的リスクマネジメント（Enterprise Risk Management）体制を経営戦略・経営基盤の重要な仕組みとして構築しております。本体制においては当社およびグループ会社の各組織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本としています。

特に経営に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営会議および取締役会にて特定し、リスクへ対応する責任管掌を明確にしています。責任管掌は、関連組織と連携を図りながら対応計画の立案・推進を行い、経営会議はその進捗状況をモニタリングしています。

また、管掌は自管掌下におけるリスクをモニタリングし、リスクの影響度や発生可能性を勘案した上で、必要に応じて経営会議でモニタリングするリスクへの組み込みを提案する責務を負っ

ています。この管掌を中心としたリスク管理体制を取ることで、期中においても迅速かつ柔軟に課題の抽出、対応策の立案を行っております。

クライシスマネジメントについては、危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを可能な限り早期に克服することを目指しております。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しております。

これらの活動に対する進捗状況は定期的に取り締役会へ報告されており、社内外役員からの意見や助言を取り組みに反映することで、実効性を確保する体制を構築しています。また、内部統制部は、社内の様々なリスク管理の状況について、独立した立場で検証・評価を実施しております。

④グループ会社管理体制に関する事項

「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づき、当社各部門がグループ会社の事業運営について管理・支援を行うほか、当社から取締役・監査役を派遣し、職務執行を監督、監査しております。グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、グループ会社に当社の基本方針、SHIONOGIグループ行動憲章を周知徹底するとともに、統括管理する総務部を中心にグループ会社役員への教育を行うなど、適正なグループ会社経営を推進し、内部統制部が内部監査を通じてグループ各社の業務執行の適正性・有効性を確認しております。

⑤監査役の職務執行に関する事項

監査役は取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効性に関わる情報を適時に入手し、代表取締役および各部門の責任者等と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、会計監査人および内部統制部と緊密に連携する体制を整備しており、監査の実効性を確保しております。また、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人を複数選任し、監査役の指揮命令下において監査役会による会計監査人評価等の監査役の職務遂行に必要な事項を補助いたしました。

さらには、常勤監査役が主宰する「グループ会社監査連絡会」を定期的で開催し、グループ会社毎の経営状況に関する意見交換などを通じて、グループ全体の監査状況を確認するとともに、監査の実効性を確保しております。

当事業年度において監査役会は11回開催され、経営の妥当性・効率性、コンプライアンス、リスク管理および内部統制の実効性に関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言がなされました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」に基づく当事業年度における運用状況を踏まえ、2025年4月24日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「SHIONOGIの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備・運用いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、常に顧客、社会、株主、従業員の4つのステークホルダーの立場をふまえ社会の期待に応えるため透明で適正な経営を推進します。

そのために、会社の経営理念として定めた「SHIONOGIの基本方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」の徹底を図ることで企業の存在意義を浸透させるとともに、企業倫理に関しては社会人として恥じることのない行動を重視しています。さらには、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会において、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進しています。

また、反社会的勢力に対しては、「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」に基づき、これらに付け入る隙を与えず常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

コーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社の機関設計のもとに過半数の社外取締役で構成する取締役会を設け、株主をはじめとするステークホルダーの要請に基づく客観的な視点をも踏まえた大局的な経営判断を実行します。なお、任意の機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しています。こうした体制のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを念頭に、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を制定し、最良のコーポレート・ガバナンスの実現に向けて実践しています。具体的な職務の執行においては、透明性およびトレーサビリティを確保するため組織長決裁から取締役会決議に至る意思決定と進捗およびその結果を追跡するプロセスを確立し、実態を検証することにより、職務の公正・迅速・果敢な実行を推進しています。

取締役会は、モニタリングボードとしての機能を充足するため、経営に関する重要事項について取締役会規則に則り多角的な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、職務の執行状況をタイムリーに把握、監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。取締役は、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図ります。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、専門知識に基づき透明性の高い経営に貢献します。代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、内部統制の有効性について適切に評価・報告を行います。

監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し企業秘密、機密情報、知的財産等の情報資産を中心として適切に管理・運用するためのポリシーや手順を設け、情報資産へのアクセス制限や暗号化を実施するなど利活用の厳格化と保護に努めています。また、情報資産の電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決裁者とする決裁情報等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「SHIONOGIグループ リスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社的リスクマネジメント (Enterprise Risk Management) 体制を経営戦略・経営基盤の重要な仕組みとします。本体制においては当社およびグループ会社の各組織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本としています。全社リスク管理機能は、経営会議および取締役会に対して、年間の全社的リスクマネジメント計画について期初に活動案を提示し承認を得るとともに、その対応状況等のモニタリングを行っています。また、必要に応じて適宜その進捗を報告し、フィードバックを基に更なる課題の抽出と改善に向けた活動を推進します。

クライシスリスク管理については、危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを克服することに努めます。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しています。

なお、内部統制部（内部監査部門）は、社内の様々なリスク管理について、独立した立場で検証・評価を実施しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入しています。職務の執行に関する重要事項については、定期的（毎週）に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行います。

取締役会の決議および経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、職務権限規則、業務分掌規則に則り適切な者がその権限と責任の範囲において、職務の執行を円滑に実施する手続きを行います。

当社における職務の執行は、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク（攻めのリスク、事業機会）とマイナスのリスク（守りのリスク）を一体として捉え、ビジネスリスクレベルに基づく意思決定の基準を設定し、機会を逸することのないように留意します。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心に、「SHIONOGIグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進します。

コンプライアンス委員会の事務局を法務・コンプライアンス部に置き、コンプライアンス教育およびハラスメント教育などを行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンスおよびハラスメントなどに対するリスク管理を支援します。

また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報窓口を十分に活用し、不祥事の未然防止、早期発見および再発防止に努めます。

6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクトの周知を行います。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、SHIONOGIグループ行動憲章、経営計画等の実現に向け、「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づきグループ会社を適切に管理し、育成します。

グループ各社においては、上記に準拠した事業運営を行うことにより、適正かつ効率的に業務を推進します。

グループ各社の業務執行については、事業部門並びに管理部門が適正な事業運営の管理・支援を行い、コーポレートガバナンス部が統括管理部門として全体管理を行います。

また、内部統制部が内部監査を通じてグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するとともに、経理財務部員および内部統制部員をグループ各社の監査役として派遣し監査を実施します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置します。

監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とします。監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に服する旨を当社の役員および使用人に周知徹底します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効に関わる情報を適時入手できる体制を構築します。

監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができます。なお、取締役あるいは業務執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告します。監査役への報告を行った当社およびグループ会社の役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保証します。

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施および助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制部との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高めます。

また、監査役は、グループ全体の監査の実効性を確保することを目的として「グループ会社監査連絡会」を定期的に開催し、各グループ会社の経営状況や監査状況に関する意見交換を行います。

7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

・当社は、2021年8月、ブラジルにおいてドルテグラビルナトリウム（日本販売名：テビケイ）のPartnership for Productive Development (PDP) を取得したBlanver S.A.およびLafepeに対し、ViiV Healthcare CompanyおよびGlaxoSmithKline Brazil Ltda.と共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの物質の特許権に基づき、特許侵害訴訟を提起いたしました。

・当社は、2023年2月、米国においてバロキサビルマルボキシル（販売名：XOFLUZA）の後発品申請を行ったNORWICH PHARMACEUTICALS, INC. およびALVOGEN PB RESEARCH & DEVELOPMENT LLC に対し、HOFFMANN-LA ROCHE INC. およびGENENTECH, INC.と共同で、当社が保有するバロキサビルマルボキシルの物質特許等のオレンジブック記載の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がオレンジブック記載の特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

・当社は、2024年1月、カナダにおいてドルテグラビルナトリウム（販売名：TIVICAY）の後発品申請を行ったPHARMASCIENCE INC.に対し、ViiV Healthcare CompanyおよびViiV Healthcare ULCと共同で、当社がViiV Healthcare Companyと共有するドルテグラビルナトリウムの物質特許に基づき、当該特許満了前の実施行為の差し止めを求める特許権侵害訴訟をトロントのカナダ連邦裁判所に提起いたしました。

・当社は、2024年4月、カナダにおいてドルテグラビルナトリウム、アバカビル硫酸塩及びラミブジンの配合剤（販売名：TRIUMEQ）の後発品申請を行ったJAMP PHARMA CORPORATIONに対し、ViiV HEALTHCARE COMPANY及びViiV HEALTHCARE ULCと共同で、当社がViiV HEALTHCARE COMPANYと共有するドルテグラビルナトリウムの物質特許及びViiV HEALTHCARE COMPANYが保有するドルテグラビルナトリウムの合剤特許に基づき、当該特許満了前の実施行為の差し止めを求める特許権侵害訴訟をトロントのカナダ連邦裁判所に提起いたしました。

・当社は、2024年5月、米国においてドルテグラビルナトリウム（販売名：TIVICAY）の後発品申請を行ったHetero USA, Inc.、Hetero Labs Limited Unit-IIIおよびHetero Labs Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2024年11月に和解に至りました。

・当社は、2024年6月、米国においてドルテグラビルナトリウム（販売名：TRIUMEQ）の後発品申請を行ったHetero USA, Inc.、Hetero Labs Limited Unit-IIIおよびHetero Labs Limitedに対し、ViiV Healthcare CompanyおよびViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2024年11月に和解に至りました。

・当社は、2024年8月、米国においてドルテグラビルナトリウム（販売名：DOVATO）の後発品申請を行ったHetero USA, Inc.、Hetero Labs Limited Unit-IIIおよびHetero Labs Limitedに対し、ViiV Healthcare CompanyおよびViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶及びViiV Healthcare Companyが保有するドルテグラビルナトリウムの合剤の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2024年11月に和解に至りました。

・当社は、2024年10月、米国においてバロキサビルマルボキシル（販売名：XOFLUZA）の後発品申請を行ったNORWICH PHARMACEUTICALS, INC. およびALVOGEN PB RESEARCH & DEVELOPMENT LLCに対し、HOFFMANN-LA ROCHE INC. およびGENENTECH, INC.と共同で、当社が保有するバロキサビルマルボキシルの製剤（錠剤）特許のオレンジブック記載の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がオレンジブック記載の特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
資 産			資 本		
非流動資産			資 本 金	21,279	21,279
有形固定資産	115,412	114,586	資本剰余金	17,845	14,242
のれん	15,748	15,287	自己株式	△65,855	△137,889
無形資産	143,652	117,621	利益剰余金	1,115,729	1,065,913
使用権資産	19,395	9,440	その他の資本の構成要素	272,924	271,778
投資不動産	27,722	27,768	親会社の所有者に帰属する持分	1,361,924	1,235,325
その他の金融資産	299,799	292,321	非支配持分	572	17,236
繰延税金資産	13,244	13,526	資本合計	1,362,497	1,252,562
その他の非流動資産	41,869	42,158	負債		
非流動資産合計	676,844	632,712	非流動負債		
流動資産			リース負債	18,418	8,753
棚卸資産	65,477	64,916	その他の金融負債	8,258	7,649
営業債権	120,553	122,830	退職給付に係る負債	8,018	7,994
その他の金融資産	270,024	215,761	繰延税金負債	4,401	4,360
その他の流動資産	27,653	22,607	その他の非流動負債	4,363	1,691
現金及び現金同等物	374,795	358,090	非流動負債合計	43,459	30,448
流動資産合計	858,504	784,205	流動負債		
資産合計	1,535,349	1,416,918	リース負債	3,464	2,867
			営業債務	13,579	14,808
			その他の金融負債	18,091	31,118
			未払法人所得税	22,399	20,844
			その他の流動負債	71,857	64,267
			流動負債合計	129,392	133,907
			負債合計	172,852	164,355
			資本及び負債合計	1,535,349	1,416,918

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 収 益	438,268	410,073
ライセンス移管に伴う利益	—	25,008
売 上 原 価	△63,826	△57,602
売 上 総 利 益	374,441	377,479
販売費及び一般管理費	△101,873	△99,651
研 究 開 発 費	△108,612	△102,640
製品に係る無形資産償却費	△4,178	△3,728
そ の 他 の 収 益	528	6,194
そ の 他 の 費 用	△3,702	△24,342
営 業 利 益	156,603	153,310
金 融 収 益	53,174	51,674
金 融 費 用	△9,027	△6,701
税 引 前 利 益	200,750	198,283
法 人 所 得 税 費 用	△31,215	△37,708
当 期 利 益	169,534	160,575
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	170,435	162,030
非 支 配 持 分	△900	△1,455
当 期 利 益	169,534	160,575

連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	親会社 所有者 に 属 す る 分	非支配持分	資本合計
当 期 首 残 高	21,279	14,242	△137,889	1,065,913	271,778	1,235,325	17,236	1,252,562
当 期 利 益				170,435		170,435	△900	169,534
税引後その他の包括利益合計					826	826	930	1,757
当 期 包 括 利 益	-	-	-	170,435	826	171,262	30	171,292
自 己 株 式 の 取 得			△10			△10		△10
自 己 株 式 の 処 分		△44	494			449		449
自 己 株 式 の 消 却		△71,550	71,550			-		-
配 当 金				△48,709		△48,709	△98	△48,807
支配継続子会社に対する持分変動		3,607				3,607	△16,596	△12,989
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				△319	319	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		71,590		△71,590		-		-
当 期 末 残 高	21,279	17,845	△65,855	1,115,729	272,924	1,361,924	572	1,362,497

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準審議会によって公表された国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 41社

主要な連結子会社の名称

シオノギファーマ株式会社、シオノギヘルスケア株式会社、Shionogi Inc.、Shionogi B.V.、
塩野義（香港）商業有限公司、塩野義有限公司

(注) 平安塩野義（中国）有限公司は、2025年4月1日をもって、塩野義有限公司に社名を変更しております。

(新規) 株式取得による増加 1社

(除外) 清算による減少 2社

合併による減少 1社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した共同支配企業の数 2社

持分法を適用した関連会社企業の数 2社

(新規) 株式取得による増加 1社

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権を発生日に認識しております。その他のすべての金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

(a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

上記のいずれにも該当しない場合には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 資本性金融商品である金融資産

原則として、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、売買目的で保有するものを除く資本性金融商品については、資本性金融商品ごとに、当初認識時においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することが認められております。

金融資産は、原則として、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しております。

また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引費用は発生時に純損益で認識しております。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、利息は「金融収益」として純損益に認識しております。必要な場合には減損損失を控除しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することを選択した資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得または損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。ただし、配当金は純損益として「金融収益」に認識しております。

また、負債性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額は、減損損失（または戻し入れ）及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止または分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

上記以外の資産については、公正価値の変動額は純損益に認識しております。

(iii) 減損

償却原価で測定する金融資産及び負債性金融資産のうちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産については、毎期、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定し、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無に応じて、次の金額を貸倒引当金として認識しております。

(a) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合

12ヵ月の予想信用損失と同額

(b) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合

全期間の予想信用損失と同額

ただし、営業債権及びリース債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取る見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。

貸倒引当金の繰入額は、純損益に認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、その戻入額を純損益に認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

② 非デリバティブ金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のように測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、「金融収益」または「金融費用」として純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの公正価値の変動は、原則として、純損益に認識しております。

ただし、当社グループは、一部のデリバティブについて、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っており、ヘッジ会計に関する要件を満たす場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

④ 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当初認識後は、公正価値で測定されるものを除き、貸倒引当金の額と当初認識額から認識した収益の累計額を控除した額のうち、いずれか高い方で測定しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価には原材料、直接労務及びその他直接費用ならびに関連する製造間接費が含まれており、原価の算定にあたっては、総平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、それぞれ見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～17年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

(4) 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定し、企業結合により取得した無形資産の取得原価は取得日の公正価値で測定しております。

内部発生の開発費用は資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識しておりますが、臨床試験の費用等、製造販売承認の取得までに発生する内部発生の開発費用は、期間の長さや開発に関連する不確実性の要素を伴い資産計上基準を満たさないと考えられるため、発生時に費用として認識しております。

製品及び技術の導入契約や企業結合に伴い取得した製品や研究開発にかかる権利のうち、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないものは、仕掛研究開発資産として「製品に係る無形資産」に含めて計上しています。

取得した仕掛研究開発資産に関する支出は、当社グループに将来の経済的便益をもたらすことが期待され、かつ、識別可能である場合にのみ資産として計上しており、これには第三者に支払われた契約一時金及び目標達成時のマイルストーン支払が含まれています。

耐用年数が確定できる無形資産は、各資産の耐用年数にわたり、定額法で償却しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・製品に係る無形資産 8～15年
- ・ソフトウェア 5年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

ただし、未だ使用可能ではない無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、償却をしておりません。

(5) 使用権資産の減価償却方法

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権をリース期間の終了時まで借手に移転する場合または使用権資産の取得原価が購入オプションを借手が行使するであろうことを反映している場合には原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方まで行っております。

(6) 投資不動産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産に準じております。

(7) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは償却しておりません。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産及び繰延税金資産を除く）については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施します。

のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年一定の時期に減損テストを実施しています。さらに、減損の兆候がある場合は、その都度減損テストを行っています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定されます。使用価値は、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定されます。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として純損益で認識しています。

のれん以外の減損損失については、過年度に減損損失を認識した資産または資金生成単位については、当該減損損失の戻入の兆候の有無を判断しています。戻入の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、減損損失の戻入を行います。減損損失の戻入額は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、純損益で認識しています。のれんの減損損失については、戻入を行っていません。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

(i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度が積立超過である場合には、将来掛金の減額または現金の返還という形で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度に係る再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用は、それらを支払う法的債務または推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる金額を負債として認識しております。

(10) 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

また、独立した履行義務であるライセンスを供与する約束については、ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、顧客に以下のいずれを提供するものなのかを考慮して、ライセンスが顧客に一時点で移転するのか一定の期間にわたり移転するのかを判定しております。

①ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利

②ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利を顧客に提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一定の期間にわたり充足される履行義務として会計処理しております。

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利を提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一時点で充足される履行義務として会計処理しております。

ただし、上記にかかわらず、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーに係る収益は、以下の事象のうち遅い方が発生する時点または発生するにつれて認識しております。

- ① その後の売上または使用が発生する。
- ② 売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーの一部または全部が配分されている履行義務が充足（または部分的に充足）されている。

(11) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の為替レートで、収益及び費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の純損益に振り替えております。

(12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 非金融資産の減損

連結財政状態計算書において、有形固定資産115,412百万円、のれん15,748百万円、無形資産143,652百万円を計上しております。これらの資産の減損テストにおける回収可能価額の算定において、事業計画における売上予測及び割引率、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性等において仮定を設定しています。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、減損損失を計上する可能性があります。

2. Tetra Therapeutics, Inc.の企業結合から識別した無形資産の評価

脆弱X症候群治療薬として第Ⅱ/Ⅲ相試験段階にあるzatolmilastについては連結財政状態計算書において無形資産として11,892百万円を計上しております。

仕掛研究開発資産として計上された無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、規制当局からの販売承認を得て、使用可能な状態になるまで償却をせず、減損の兆候がある場合にはその都度及び減損の兆候の有無に関わらず毎年減損テストを実施しております。脆弱X症候群治療薬に係るzatolmilastの減損テストを実施するにあたり、仕掛研究開発資産の回収可能価額を処分費用控除後の公正価値により測定しております。公正価値は超過収益法により算定しており、重要な仮定は、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性、上市後の販売予測の構成要素である想定薬価、マーケットシェアを加味した想定患者数及び割引率であります。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、追加で減損損失を計上する可能性があります。

3. 非上場株式 (ViiV Healthcare Ltd.) の公正価値測定

連結財政状態計算書において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として、抗HIV薬の開発、製造及び販売を行う非上場企業であるViiV Healthcare Ltd. (以下「ViiV社」という) の株式を229,993百万円計上しております。ViiV社株式の公正価値は、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能な市場データに基づかないインプットを利用する評価技法によって算定しております。公正価値測定における重要な仮定は、各製品のピークセールス及び割引率であります。これらのうちピークセールスは、競合製品の販売動向及び会社の開発や販売戦略の影響を受け、割引率は、市場金利やその他の市場環境の影響を受け、総資産及び資本に影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
 - 営業債権及びその他の債権 822百万円
 - その他の金融資産 35百万円
2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額
 - 有形固定資産の減価償却累計額 192,556百万円
 - 投資不動産の減価償却累計額 804百万円
3. 保証債務
 - 下記の会社の債務に対して債務保証を行っております。
 - ペプチスター株式会社 9,000百万円
 - (注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から医療研究開発革新
基盤創成事業として締結された環境整備契約に基づく債務であります。
 - 2. 当社グループ以外の2社と連帯保証を行っております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の収益の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
減損損失戻入	217
その他	311
合計	528

(注) 「減損損失戻入」は、過年度減損損失を計上した販売権を他社に譲渡したことにより戻入を計上したものであります。

2. その他の費用の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
特別退職金	860
持分法による投資損失	768
固定資産除却損	629
寄付金	503
減損損失	471
訴訟関連費用	208
その他	260
合計	3,702

- (注) 1. 「特別退職金」は、子会社への転籍制度に係るものであります。
2. 「減損損失」は、主に販売許諾契約の解消に伴うものであります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	307,386,165	593,088,130	10,842,100	889,632,195
合計	307,386,165	593,088,130	10,842,100	889,632,195
自己株式 普通株式	23,894,588	25,967,189	10,917,000	38,944,777
合計	23,894,588	25,967,189	10,917,000	38,944,777

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式の株式数の増加593,088,130株は、株式分割によるものであります。
3. 普通株式の発行済株式の株式数の減少10,842,100株は、自己株式の消却によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加25,967,189株は、株式分割による増加25,961,756株、単元未満株式の買取による増加2,908株、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加2,525株によるものであります。
5. 普通株式の自己株式の株式数の減少10,917,000株は、自己株式の消却による減少10,842,100株、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少74,100株、新株予約権行使による減少800株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	24,351百万円	85円	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年10月28日 取締役会	普通株式	24,357百万円	85円	2024年9月30日	2024年12月2日

- (注) 2024年6月20日定時株主総会及び2024年10月28日取締役会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）が保有する当社株式に対する配当金255百万円がそれぞれ含まれております。
当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	28,369百万円	利益剰余金	33円	2025年3月31日	2025年6月19日

- (注) 2025年6月18日定時株主総会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）が保有する当社株式に対する配当金297百万円が含まれております。
当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割後の配当金の額を記載しております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
新株予約権

	塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権
発行決議の日	2011年 6月24日	2012年 6月27日	2013年 6月26日	2014年 6月25日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	46,800株	76,500株	41,100株	50,100株

	塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権
発行決議の日	2015年 6月24日	2016年 6月23日	2017年 6月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	30,300株	26,100株	29,100株

- (注) 1. 権利行使期間は到来しておりますが、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、以下のとおり定めております。
- ① 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
 - ② 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である執行役員は、当社執行役員を退任した日または当社との雇用契約（定年後の再雇用に係る雇用契約を除く。）が終了した日のいずれか遅い日の翌日から起算して10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
なお、新株予約権者の執行役員が新たに当社取締役に選任された場合は、取締役の退任時まで行使できないものといたします。
2. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数は当該株式分割後の数値を記載しています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク等）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は自己資金を利用しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、社内で定められた手順に従い、営業債権について、経理財務部及び関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規程により、同様の管理を行っております。

また、デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが、期限の到来した金融負債の返済義務を履行できなくなるリスクであります。当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 市場リスク

① 為替変動リスク

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権債務、予定取引及びグループ会社に対する貸付金及び借入金は、為替変動リスクに晒されております。当社は、外貨建ての営業債権債務等について、通貨別に把握した為替変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

② 市場価格の変動リスク

当社グループは、債券や取引先企業等の株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、株式については保有状況を継続的に見直すことにより管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融商品		
債券（非流動）	1,999	2,019

(注) 債券（非流動）の公正価値は、主に取引所の価格または取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり区分しております。

レベル1：活発な市場における無調整の相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外で、直接または間接的に観察可能な価格により測定された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

公正価値のヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
償却原価で測定する金融商品				
債券（非流動）	2,019	—	—	2,019
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	—	1,256	1,256
出資金	—	—	7,261	7,261
その他	—	—	499	499
小計	—	—	9,017	9,017
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式及び出資金	40,278	—	244,305	284,583
その他	—	—	1,414	1,414
小計	40,278	—	245,719	285,998
合計	42,297	—	254,737	297,035
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	570	—	570
条件付対価	—	—	6,708	6,708
合計	—	570	6,708	7,278

- (注) 1. レベル1の金融資産には、上場株式等が含まれております。
2. レベル2の金融負債は、為替予約取引等のデリバティブ金融負債であります。これらの公正価値は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。
3. レベル3の金融資産は、主として非上場株式及び出資金であります。これらの公正価値は、純資産価値に基づく評価技法、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法またはその他の評価技法を用いて算定しております。担当者が関連する社内規程に従い、または外部の評価専門家を利用し、リスク、特徴及び性質を適切に反映できる評価技法を決定した上で公正価値を算定しております。また、公正価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能でないインプットを用いております。割引将来キャッシュ・フローに基づく公正価値の算定にあたっては、各製品のピークセールスの仮定を用いており、各製品のピークセールスが上昇（低下）した場合には公正価値が増加（減少）する関係にあります。なお、各製品のピークセールスが1%上昇または低下した場合の公正価値に与える影響額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	各製品のピークセールス	
	+ 1%	△ 1%
2025年3月31日残高	1,356	△1,550

また、8.4%~8.5%の加重平均資本コストを用いており、加重平均資本コストが上昇（低下）した場合には公正価値が減少（増加）する関係にあります。なお、加重平均資本コストが1%上昇または低下した場合の公正価値に与える影響額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	加重平均資本コスト	
	+1%	△1%
2025年3月31日残高	△4,844	5,037

4. 条件付対価は、研究開発の状況等に応じて支払うマイルストーンであり、その公正価値は、当該研究開発が成功する可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。重大な観察可能でないインプットである研究開発が成功する可能性が高くなった場合、公正価値は増加します。

(2) レベル3に区分された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値で測定される金融商品
期首残高	251,794
利得及び損失の合計	
純損益 (注) 1	△190
その他の包括利益	△4,004
購入	7,756
レベル3への振替 (注) 2	359
レベル3からの振替 (注) 3	△611
その他	△365
期末残高	254,737
当連結会計年度末に保有している資産について純損益に計上した未実現損益の変動	△190

(注) 1. 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. 保有株式の非上場化による振替であります。

3. 保有株式の関連会社化及び上場による振替であります。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、主に日本国内の各地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
27,722	46,121

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として外部の不動産鑑定士による評価に基づく金額（指標等を用いて自社で調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 売上収益の内訳

(単位：百万円)

	金額
国内医療用医薬品の売上収益	98,762
輸出及び海外子会社の売上収益	59,084
製造受託の売上収益	17,254
一般用医薬品の売上収益	16,816
ロイヤリティー収入	244,669
その他の売上収益	1,680
売上収益合計	438,268

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結損益計算書の「売上収益」は、顧客との契約から認識した収益及びその他の源泉から認識した収益であります。その他の源泉から認識した収益に重要性はありません。

当社グループの売上収益は、以下の内容から構成されております。国内医療用医薬品の売上収益には、日本国内における医療用医薬品の販売収入、コ・プロモーション契約に係る報酬が含まれております。輸出及び海外子会社の売上収益には、輸出取引による医療用医薬品等の販売収入、海外子会社での医療用医薬品等の販売収入及び医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。製造受託の売上収益には医薬品原薬の製造受託に係る収入が含まれております。一般用医薬品の売上収益には、当社ならびに国内子会社における一般用医薬品の販売収入及びロイヤリティー収入が含まれております。ロイヤリティー収入には、当社及び国内子会社における医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。その他の売上収益には、診断薬の販売収入及び国内子会社の売上収益等が含まれております。

日本国内及び海外における医療用医薬品及び一般用医薬品の販売においては、同一国内における販売については、契約上別途定めのない限り、顧客に製品が到着した時点、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね4ヵ月以内に受領しております。

なお、一部の取引においては、当社グループの製品の販売促進を目的として、関連する製品の販売数量等に基づき顧客にリベートを支払うことがあり、対価の額に変動性があります。変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり、取引価格を調整しております。しかし、顧客に支払うリベートの金額は合理的に見積り可能であることから、通常、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはないと判断しております。

また、当社グループが販売する製品には、顧客が返品権を有するものが含まれております。これらの製品については、返品見込額を予想返品率に基づいて算定し、売上収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上しております。また、当社グループが販売する製品は、その性質上、再販売等が困難であるため、返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利についての資産は認識しておりません。

医薬品原薬の製造受託においては、原則として顧客に医薬品原薬が到着した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与においては、ライセンス契約の相手方に対して、当社グループの保有する特許権等の知的財産を使用する権利を付与しております。当社グループは、これらの契約で供与する知的財産に重大な影響を与える活動を行う予定はないため、履行義務は一時点で充足されると判断しております。ライセンス供与は、顧客にライセンスを供与した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。

ライセンス供与の対価は、主に、契約締結時に受領する契約金、研究開発の進捗や売上高等の所定の条件を満たした場合に受領するマイルストーン及び関連する製品の売上高または販売数量等に基づく一定料率のロイヤリティーとして、それぞれ対価の受領要件を満たした後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与の対価のうち、マイルストーンは、所定の条件を満たした場合に受領することができますが、当該条件を満たすか否かは不確実であるため、当社グループが権利を得ると見込まれる対価の金額に変動性があります。対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、権利を得ることとなる対価の金額を見積り、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めることとされており、マイルストーン受領の条件は、ライセンス供与後の顧客の判断や行動に依存しており、不確実性が長期間にわたり解消しないものであるため、不確実性が解消される際に、収益の重大な戻入れが生じる可能性があります。そのため、所定の条件を満たした場合にマイルストーンを受領するライセンス供与取引においては、変動対価の見積りが制限されており、

ただし、ライセンス供与の対価のうち、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーは、その後の売上または使用が発生するか、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーの一部または全部が配分されている履行義務が充足（または部分的に充足）されているか、いずれかのうち遅い方が発生する時点でまたは発生するにつれて売上収益を計上しております。

なお、契約開始時において、当社グループの製品またはサービスを顧客に提供する時点と顧客が当該製品またはサービスに対して支払いを行う時点との間の期間が1年以内になると見込まれる場合には、重大な金融要素の影響を調整しないことを選択しております。

また、当社グループでは、製品保証もしくは類似の権利の付された製品の販売は行っておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じた債権			契約負債
	受取手形	売掛金	合計	
2024年4月1日残高	257	122,656	122,913	471
2025年3月31日残高	209	120,891	121,101	1,435

当連結会計年度末において契約資産の残高はありません。

売上収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、394百万円であります。

当連結会計年度において、過年度に充足した履行義務に関して認識した売上収益は、248,238百万円であります。これは、ライセンスを供与した時点で履行義務を充足したライセンス契約に係る対価のうち、当連結会計年度において所定の条件が達成され、当社グループが受領することが確定したマイルストーン及びロイヤリティーを売上収益として計上したものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示していません。また、当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(3) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度末において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産はありません。なお当社グループは、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の償却期間が1年以内である場合には、これらのコストを発生時に費用として認識することを選択しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,600円68銭
基本的1株当たり当期利益	200円36銭
希薄化後1株当たり当期利益	200円29銭

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益、希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(重要な会社分割)

2025年4月1日を効力発生日として、塩野義製薬株式会社（以下、当社）の完全子会社である株式会社UMNファーマ（以下、UMNファーマ）を吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるシオノギファーマ株式会社（以下、シオノギファーマ）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、本吸収分割）を行いました。

1. 本吸収分割の目的

当社は中期経営計画STS2030 Revisionにて、ワクチン事業を感染症のトータルケアの一環として強化することを掲げ、本年度よりワクチン事業本部を新設し、研究開発から生産、販売までを一貫して統括することで、迅速かつ柔軟に、ワクチンの創製から供給に対応できる体制を整えました。このたび、ワクチン生産機能の強化および効率化を図ることを目的に、シオノギファーマがUMNファーマのワクチン生産機能を吸収分割により承継することといたしました。

2. 吸収分割する事業の内容、分割する資産及び負債の帳簿価額

事業内容	バイオ医薬品の研究・開発・製造・販売
分割資産	3,698百万円
分割負債	102百万円

3. 本吸収分割の形態

当社の完全子会社であるUMNファーマを吸収分割会社とし、当社の完全子会社であるシオノギファーマを吸収分割承継会社とする吸収分割。

4. 本吸収分割の時期

2025年4月1日

5. その他の重要な事項

本吸収分割による当事会社の名称、所在地、事業内容、資本金に変更はありません。本吸収分割により、UMNファーマの生産機能はシオノギファーマに承継され、のれんや無形資産などの一部資産は当社に承継されます。なお、UMNファーマは2025年3月31日にUMNファーマ臨時株主総会にて解散を決議し、同年6月上旬に清算結了を予定しています。また、本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

(吸収分割及び株式取得に関する合意書の締結、鳥居薬品株式会社に対する公開買付け)

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、日本たばこ産業株式会社（以下、日本たばこ産業）の医薬事業（以下、JT医薬事業又は分割対象事業）を吸収分割（簡易吸収分割）により当社へ承継すること及び米国の当社グループ会社Shionogi Inc.によるAkros Pharma Inc.（日本たばこ産業の100%孫会社、本社：米国ニュージャージー州、以下、Akros）の発行済株式全部の取得に関する合意書を締結することを決議しました。また、当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、鳥居薬品株式会社（日本たばこ産業の子会社、以下、鳥居薬品）の株式全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、完全子会社とするための取引の一環として、公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、一連の取引において要する資金は、自己資金により賄うことを予定しております。

1. 本吸収分割及び株式取得、公開買付けの目的

当社グループは、中期経営計画であるSTS2030 Revisionの取り組みの中で、「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」というビジョンの実現のために、JT医薬事業との協業に関しての検討を2024年初頭より進めてまいりました。検討の結果、当社グループによるJT医薬事業の取得、Akros及び鳥居薬品の完全子会社化は当該ビジョン実現のための意義が大きいと考えております。

2. 吸収分割の概要

(1) 吸収分割の当事者の概要

① 吸収分割会社	日本たばこ産業株式会社
② 分割対象事業	医療用医薬品の研究開発事業
③ 承継会社	塩野義製薬株式会社

(2) 吸収分割の日程

① 本合意書締結に係る取締役会決議日	2025年5月7日
② 本合意書締結日	2025年5月7日
③ 吸収分割契約締結に係る取締役会決議日	2025年9月（予定）
④ 吸収分割契約締結日	2025年9月（予定）
⑤ 本吸収分割の効力発生日	2025年12月（予定）

(3) 取得価額

取得価額は5,397百万円。なお、取得価額は吸収分割契約締結日までに変動する可能性があります。

(4) 承継されるJT医薬事業の資産、負債の項目及び金額（2024年12月31日現在）

当社は、本吸収分割により、JT医薬事業に帰属する資産（ただし、鳥居薬品株式及びAkros株式は除く）、債務その他の権利義務のうち、本吸収分割契約において規定するものを承継いたします。

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	8,588百万円	流動負債	5,448百万円
固定資産	37,832百万円	固定負債	9,875百万円
合計	46,420百万円	合計	15,323百万円

※上記金額は、2024年12月末時点の貸借対照表を基準として算定しているため、実際に承継される金額は上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

3. 株式取得の概要

(1) 株式取得の当事者の概要

① 取得対象会社	Akros Pharma Inc.
② 事業内容	海外における臨床開発と共同研究・新規技術案件探索
③ 資本金	1,000ドル
③ 取得会社	Shionogi Inc.

(2) 株式取得の日程

① 本株式取得に関する取締役会決議日	2025年5月7日
② 株式譲渡契約締結	2025年5月7日
③ 株式取得日（予定）	2025年11月30日（予定）

(3) 取得予定の株式の数、取得価額

① 異動前の所有株式数	0 株（議決権所有割合：0%）
② 取得株式数	普通株式 1,000株
③ 取得価額	約23百万ドル
④ 異動後の所有株式数（予定）	普通株式 1,000株（議決権所有割合：100%）

※取得価額は株式取得日までに変動する可能性があります。

4. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者

塩野義製薬株式会社

(2) 対象者の概要

① 名称	鳥居薬品株式会社																					
② 所在地	東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号																					
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 近藤 紳雅																					
④ 事業内容	医薬品の製造・販売																					
⑤ 資本金 (2025年3月31日現在)	5,190百万円																					
⑥ 設立年月日	1921年 (大正10年) 11月1日																					
⑦ 大株主及び持株比率 (2024年12月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>日本たばこ産業株式会社</td> <td>54.77%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>5.15%</td> </tr> <tr> <td>立花証券株式会社</td> <td>3.20%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行 (信託口)</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>東海東京証券株式会社</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>鳥居薬品従業員持株会</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>松井証券株式会社</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)</td> <td>0.86%</td> </tr> </table>		日本たばこ産業株式会社	54.77%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.15%	立花証券株式会社	3.20%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.50%	CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.60%	東海東京証券株式会社	1.15%	鳥居薬品従業員持株会	0.96%	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.90%	松井証券株式会社	0.88%	RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.86%
日本たばこ産業株式会社	54.77%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.15%																					
立花証券株式会社	3.20%																					
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.50%																					
CEPLUX- THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.60%																					
東海東京証券株式会社	1.15%																					
鳥居薬品従業員持株会	0.96%																					
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.90%																					
松井証券株式会社	0.88%																					
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.86%																					
⑧ 公開買付者と対象者の関係	資本関係	当社は、対象者株式1株 (所有割合: 0.00%) を所有しております。																				
	人的関係	該当事項はありません。																				
	取引関係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																				

(注) 「大株主及び持株比率」は、対象者が2025年3月27日に提出した第133期有価証券報告書 (以下「対象者有価証券報告書」といいます。) に記載された「大株主の状況」より引用しております。

(3) 買付け等の期間

2025年5月8日 (木曜日) から2025年6月18日 (水曜日) まで

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金6,350円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	12,712,351 (株)	3,342,000 (株)	－ (株)
合計	12,712,351 (株)	3,342,000 (株)	－ (株)

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
(資産の部)	(941,227)	(840,570)	(負債の部)	(149,401)	(91,076)
流 動 資 産	522,990	444,001	流 動 負 債	141,913	83,719
現金及び預金	295,684	196,185	買 掛 金	10,148	7,175
売 掛 金	106,717	110,124	未 払 金	22,970	24,683
有 価 証 券	46,500	67,500	未 払 費 用	4,452	4,447
商 品 及 び 製 品	16,915	11,435	未 払 法 人 税 等	13,942	8,923
仕 掛 品	13,084	15,864	預 り 金	54,520	1,043
原材料及び貯蔵品	26,211	29,026	賞 与 引 当 金	4,775	4,868
前 渡 金	1,340	445	役 員 賞 与 引 当 金	136	156
短 期 貸 付 金	3	3	そ の 他	30,967	32,420
そ の 他	16,808	13,691	固 定 負 債	7,487	7,357
貸 倒 引 当 金	△275	△275	退 職 給 付 引 当 金	6,516	6,535
固 定 資 産	418,237	396,569	そ の 他	971	822
有 形 固 定 資 産	78,375	79,387	(純資産の部)	(791,825)	(749,494)
建 物	31,742	26,938	株 主 資 本	771,598	732,937
構 築 物	964	990	資 本 金	21,279	21,279
機 械 及 び 装 置	10,674	5,376	資 本 剰 余 金	16,392	16,392
車 両 及 び 運 搬 具	6	11	資 本 準 備 金	16,392	16,392
工 具、器 具 及 び 備 品	4,876	4,808	利 益 剰 余 金	799,781	833,154
土 地	10,302	8,265	利 益 準 備 金	5,388	5,388
リ ー ス 資 産	622	841	そ の 他 利 益 剰 余 金	794,393	827,765
建 設 仮 勘 定	19,186	32,153	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,508	2,632
無 形 固 定 資 産	12,999	8,871	オ ー プ ン / パ ー シ ョ ン 促 進 税 制 積 立 金	1,626	1,387
ソ フ ト ウ ェ ア	8,821	5,272	別 途 積 立 金	368,645	368,645
販 売 権	2,420	1,237	繰 越 利 益 剰 余 金	421,613	455,100
そ の 他	1,757	2,360	自 己 株 式	△65,855	△137,889
投 資 そ の 他 の 資 産	326,861	308,311	評 価 ・ 換 算 差 額 等	19,980	16,305
投 資 有 価 証 券	60,461	50,594	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,994	17,113
関 係 会 社 株 式	160,659	158,893	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△13	△807
関 係 会 社 出 資 金	11,151	11,151	新 株 予 約 権	246	251
長 期 前 払 費 用	24,263	25,823	負 債 ・ 純 資 産 合 計	941,227	840,570
前 払 年 金 費 用	36,553	34,487			
繰 延 税 金 資 産	31,126	25,637			
そ の 他	2,941	2,019			
貸 倒 引 当 金	△295	△296			
資 産 合 計	941,227	840,570			

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 高	363,309	345,761
売 上 原 価	52,681	59,039
売 上 総 利 益	310,628	286,721
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 (うち 研 究 開 発 費)	196,272 (130,684)	177,743 (108,924)
営 業 利 益	114,356	108,978
営 業 外 収 益	3,850	159,080
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,913	154,957
雑 収 入	937	4,123
営 業 外 費 用	9,063	9,437
支 払 利 息	83	1,342
雑 支 出	8,979	8,095
経 常 利 益	109,143	258,621
特 別 利 益	56	33,316
投 資 有 価 証 券 売 却 益	56	8,307
ラ イ セ ン ス 移 管 に 伴 う 利 益	—	25,008
関 係 会 社 株 式 売 却 益	—	0
特 別 損 失	1,517	10,633
特 別 退 職 金	860	7,255
減 損 損 失	450	—
投 資 有 価 証 券 評 価 損	206	3,177
関 係 会 社 株 式 評 価 損	—	199
税 引 前 当 期 純 利 益	107,682	281,303
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,233	33,710
法 人 税 等 調 整 額	△7,478	△5,467
当 期 純 利 益	86,927	253,060

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰上償損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金										
					固定資産圧縮積立金	オープンイノベーション促進税制積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	21,279	16,392	-	5,388	2,632	1,387	368,645	455,100	△137,889	732,937	17,113	△807	16,305	251	749,494
当期変動額															
固定資産圧縮積立金の取崩					△124			124		-					-
オープンイノベーション促進税制積立金の積立						238		△238		-					-
剰余金の配当								△48,709		△48,709					△48,709
当期純利益								86,927		86,927					86,927
自己株式の取得									△10	△10					△10
自己株式の処分			△40						494	454					454
自己株式の消却			△71,550						71,550	-					-
利益剰余金から資本剰余金への振替			71,590					△71,590		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											2,880	794	3,675	△4	3,670
当期変動額合計	-	-	-	-	△124	238	-	△33,486	72,033	38,661	2,880	794	3,675	△4	42,331
当期末残高	21,279	16,392	-	5,388	2,508	1,626	368,645	421,613	△65,855	771,598	19,994	△13	19,980	246	791,825

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法

(投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの))

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 運用目的の金銭信託

時価法

(3) デリバティブ

時価法

(4) 棚卸資産

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

機械及び装置 4～17年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (主として5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってあります。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 為替予約取引及び通貨オプション取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債権債務及び予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

当社は外貨建金銭債権債務及び予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

貸借対照表において関係会社株式を160,659百万円計上しており、このうち米国子会社であるTetraTherapeutics Inc. (以下「Tetra社」という)株式の帳簿価額は18,593百万円であります。

Tetra社を含む一部の関係会社株式の取得にあたっては、同社の超過収益力および取得時に識別された無形固定資産を加味した価額で株式を取得しております。これらの株式の実質価額の算定にあたり、各社の財務諸表を基礎に、企業結合により識別した無形固定資産を加味しております。実質価額算定上の重要な仮定は、当該無形固定資産の対象製品についての規制当局による販売承認の可能性、上市後の販売予測の構成要素である想定販売単価、マーケットシェアを加味した想定患者数及び割引率であります。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、無形固定資産が毀損すること等により実質価額が低下する場合には、評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 66,449百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 下記の会社の債務に対して債務保証を行っております。 | |
| ペプチスター株式会社 | 9,000百万円 |
| (注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から医療研究開発革新
基盤創成事業として締結された環境整備契約に基づく債務であります。 | |
| 2. 当社以外の2社と連帯保証を行っております。 | |
| 4. 関係会社に対する金銭債権 | 3,754百万円 |
| 関係会社に対する金銭債務 | 71,574百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	
2. 関係会社との取引高	
営業取引高	105,577百万円
営業取引以外の取引高	1,821百万円
3. 特別退職金	
子会社への転籍制度に係るものであります。	
4. 減損損失	
販売許諾契約の解消に伴うものであります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	29,944,777株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	37,119百万円
研究開発費	36,239百万円
投資有価証券評価損	2,687百万円
賞与引当金	1,461百万円
未払事業税	932百万円
その他	9,443百万円
繰延税金資産 小計	87,883百万円
評価性引当額	△35,695百万円
繰延税金資産 合計	52,187百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△9,461百万円
その他有価証券評価差額金	△8,954百万円
固定資産圧縮積立金	△1,153百万円
投資有価証券交換益	△994百万円
その他	△497百万円
繰延税金負債 合計	△21,061百万円
繰延税金資産の純額	31,126百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シオノギファーマ(株)	所有 直接100%	当社製品の製造委託 試験・分析委託	仕入 (注) 1	47,824	買掛金	6,737
				資金の預り	48,356	預り金	48,356
				利息の支払 (注) 2	70	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。
2. 預り金の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	手代木 功	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	91	—	—
役員	澤田 拓子	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	45	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	920円78銭
1株当たり当期純利益	101円12銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	101円09銭

- (注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類 連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類 連結注記表をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中澤 直規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2025年5月7日開催の取締役会において、日本たばこ産業株式会社の医薬事業を会社分割（簡易吸収分割）により会社へ承継すること及び会社の米子会社Shionogi Inc.による日本たばこ産業株式会社の100%孫会社であるAkros Pharma Inc.の発行済株式全部の譲受に関する合意書を締結すること、並びに日本たばこ産業株式会社の子会社である烏居薬品株式会社の株式を公開買付けにより取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。また、経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 旦 ⑩

常勤監査役 岸田 哲行 ⑩

社外監査役 藤沼 亜起 ⑩

社外監査役 奥原 主一 ⑩

社外監査役 後藤 順子 ⑩

以 上

株主総会 会場

ハービスHALL

大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA地下2階
<https://www.herbis-hall.com>

地下道からのアクセス



交通のご案内

- 1 阪神大阪梅田駅(西改札)より徒歩6分
- 2 Osaka・Metro四つ橋線西梅田駅(北改札)より徒歩6分
- 3 JR大阪駅(桜橋口)より徒歩7分
- 4 JR大阪駅(西口)より徒歩約6分
- 5 JR東西線北新地駅(西改札)より徒歩10分
- 6 Osaka・Metro御堂筋線梅田駅(南改札)より徒歩10分
- 7 Osaka・Metro谷町線東梅田駅(北改札)より徒歩10分
- 8 阪急大阪梅田駅より徒歩15分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

📞 会場内で配慮を必要とされる方は、準備の都合上6月11日(水曜日)までに【代表電話:06-6202-2161】へご連絡ください。

